

省庁名	管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	プロジェクト管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	提案理由	提案主体名	プロジェクトの名称	制度の所管・関係官庁
総務省	0430010	障害者を多数雇用する企業と契約する場合の随意契約範囲の拡大	地方自治法施行令第167条の2	地方自治法施行令第167条の2第1項各号に掲げる事由に該当するときに限り、随意契約の方法により契約を締結できる。	C		<p>現行制度上、随意契約によることが認められるものは、随意契約による方が経済性を発揮できるもの、契約の相手方が自ずから特定されるもの、契約の履行を特に確保する必要があるもの、競争入札に付するまでもないもの、少額の契約について事務処理の合理化を図るもの、競争入札に付することにより支障を来してしまうようなものであり、提案で随意契約の事由としようとしているものは、これらに該当しないものであるため、これを随意契約の方法によることができる事由とすることは適当ではない。</p> <p>なお、昨年地方自治法施行令の改正において対象とされた障害者産産施設等で生産される物品を買い入れる場合、フルバー人材センター等「母子福祉団体による役務の供給を受ける場合」(同令第167条の2第1項第3号)、「ベテラン企業等から新商品を買い入れる場合」(同項第4号)は、上記で示した随意契約によることが認められるもの従来より該当するものである。</p>	1094	10941010	障害者を多数雇用する企業と契約する場合の随意契約範囲の拡大	地方公共団体が行う調達契約のうち、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号の金額基準を越え、かつ第2号から第9号の要件に該当しない場合においても、障害者を多数雇用する企業(障害者を10人以上かつ法定雇用率の3倍の5.4%以上雇用する企業)に対しては、随意契約によることができるものとする。	<p>地方公共団体が行う調達契約のうち、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号の金額基準を越え、かつ第2号から第9号の要件に該当しない場合においても、障害者を多数雇用する企業(障害者を10人以上かつ法定雇用率の3倍の5.4%以上雇用する企業)に対しては、随意契約によることができるものとする。</p> <p>それにより、障害者多数雇用事業所の事業活動を活性化させ、経営の健全化を図るとともに、障害者雇用へのインセンティブとすることができ、社会全体の障害者雇用率を向上させることができる。</p>	<p>全国及び当県の障害者雇用率は年々減少している。現行では、障害者を多く雇用する企業とそうでない企業との経済的アンバランスを調整する制度として、障害者雇用納付金制度があるが、障害者雇用へのインセンティブとして機能しているとは言い難い。</p> <p>そこで、障害者雇用を促進するためには、現行のような経済補填的支援だけでなく、障害者を多数雇用する企業における事業活動を直接支援し活性化させることにより、企業経営の健全化を図るような制度改革(随意契約範囲の拡大)が必要である。</p> <p>岐阜県の提案により、平成16年11月に地方自治法施行令が改正され、障害者福祉施設等からの物品の買い入れ等について、随意契約ができることとされたが、一般法人(株式会社等)は対象から除外された。真に障害者が健常者同等に自立した生活を確立するためには、一般企業等を含め広く就業が可能な社会の実現が必要であり、施行令改正の目的である「障害者福祉の増進」のためには、改正された内容では不十分であると考えられる。</p> <p>よって、障害者を多数雇用する一般法人も含めた随意契約範囲の拡大を提案するものである。</p>	新潟県	随意契約範囲の拡大による障害者雇用促進プロジェクト	総務省
総務省	0430020	市町村長制の必置規定の廃止	地方自治法第139条第2項	市町村に市町村長を置く	C		<p>本件提案の内容は、地方公共団体における首長と議会の二元代表制という地方自治制度の基本構造のあり方に関わり、憲法解釈上の疑義も存することから、幅広い見地から議論を必要とする問題である。</p> <p>なお、第28次地方制度調査会において、去る5月13日に地方六団体ヒアリングが行われ、二元代表制以外の多様な制度の導入についても様々な意見が出されたところであり、その設置期限は平成18年2月末である。</p>	1162	11621010	市町村長制の必置規定の廃止	地方自治法で必置とされている市町村長について、地域の実情に応じて、当該普通地方公共団体の議会の議員により行政事務の執行を担当する委員会を組織し、その中から代表者を選出し、その者を当該普通地方公共団体の統括代表者とし、その者が行政事務を執行する。その際、地方自治法上、「普通地方公共団体の長」に適用される行政事務の執行に関する規定は、原則適用されることとする。このため、地方自治法第139条に「市町村は、第2項の規定にかかわらず、市町村長を置かず、当該地方公共団体を統轄し、これを代表するとともに、事務を管理し、及びこれを執行する者として、当該普通地方公共団体の議会の議員の中から選任された代表者をあてることができる。」との改正を求め、	<p>基礎的自治体の規模に応じて、組織形態を選択できるように現行制度の弾力化を図り、行政の効率化や執行機能と議会と一体となつたまちづくりを展開する。</p>	<p>去る6月10日に、第28次地方制度調査会において地方の自主性・自律性の拡大の在り方の中で、長と議会の二元代表制以外の多様な制度の導入について議論されたが、その具体的な内容と今後のスケジュールを示していただきたい。また、総務大臣から検討するよう事務当局に指示がなされたシティアナメジャー制度の導入について、現時点での検討状況と今後のスケジュールについて示していただきたい。</p>	埼玉県志木市	地方自治解放特区構想	総務省
総務省	0430030	教育委員会の必置規定の廃止	地方自治法第189条の5第1項第1号	普通地方公共団体にその執行機関として普通地方公共団体の長の外、法律の定めるところにより、委員会又は委員を置く、	C		<p>現行地方自治制度は、教育委員会の必置制を前提として、長・委員会・委員それぞれの権限配分や相互関係等を規定しており、教育委員会を任意設置とするかどうかは、教育行政のあり方・地方自治制度全般をめぐって検討されるべき課題である。必置規定については、地方公共団体の自治・組織の尊重及び行政の総合化・効率化の観点から不断に見直しを検討すべきものである。</p> <p>なお、第28次地方制度調査会において、去る5月13日に地方六団体ヒアリングが行われ、教育委員会のあり方についても必置規定の緩和等様々な意見が出されたところであり、その設置期限は平成18年2月末である。</p>	1162	11621020	教育委員会の必置規定の廃止	地方自治法で必置とされている教育委員会について、地域の実情に応じて廃止し、教育長の権限を強化する。このため、地方自治法第189条の5第1項第1号を「置くことができる。」と改正する。	<p>教育に対する責任の所在を明確化するとともに、山積する様々な教育課題に迅速に対応する。</p>	<p>中央教育審議会が教育制度の見直しの一環として検討され、また、貴省が策定した平成17年度地方財政重点施策の中で、行政委員会等について見直しを検討するとしているが、その具体的な内容と今後の具体的なスケジュールを明確に示していただきたい。</p>	埼玉県志木市	地方自治解放特区構想	総務省 文部科学省
総務省	0430040	基本構想の策定義務の廃止	地方自治法第29条第4項	市町村はその事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならない。	-	-	<p>費市の同提案への対応策については、現在、構造改革特区に関する有識者会議において検討されているところ。</p>	1162	11621030	基本構想の策定義務の廃止	地方自治法で市町村のみ策定が義務付けられている基本構想を、地域の実情に応じて策定義務を廃止する。	<p>民意を反映しながら、社会経済環境の変化に柔軟に対応した行政運営を展開する。</p>	<p>これまでの基本構想の策定義務の廃止についての提案に対し、貴省は過去の提案に対して一貫して「基本構想の内容や表現方法については、市町村の自主的な判断によるものとされており、地域の実情に応じた対応が可能であり、現状においても当該提案趣旨を十分に達成することができる。」との見解を示すので、「策定義務の廃止」に対する貴省の見解を示さない理由を明確に示していただきたい。</p>	埼玉県志木市	地方自治解放特区構想	総務省
総務省	0430050	地方自治法第235条の4第2項(債権の担保として徴するものほか、普通地方公共団体の所有に属しない現金又は有価証券は、法律又は政令の規定によるものでなければ、これを保管することができない。)	地方自治法第235条の4第2項	地方自治法第235条の4第2項(債権の担保として徴するものほか、普通地方公共団体の所有に属しない現金又は有価証券は、法律又は政令の規定によるものでなければ、これを保管することができない。)	C		<p>歳計外現金の制度は、地方公共団体が責任をもって現金の保管に当たる趣旨から法定され、整理されたものであるが、一方、地方公共団体の公金運用については、総計予算主義の原則の下、法定の財務諸手続の中で予算上の統制をもってなされるべきであることから、歳計外現金を便宜上の取扱いからむやみに拡大することは適当ではない。</p> <p>また、運用については、私法上の権利義務関係が発生することから、公金をもって別法人格である指定管理者のために支出することは適当ではない。</p> <p>なお、かかる取扱いについて地方公共団体と指定管理者との契約により、利用料金の収受及び還付について委託及び受託した上で、歳入歳出予算に計上することにより、ご提案の事項について現行制度の中で対応可能と考える。</p>	1172	11721010	地方自治法第235条の4第2項(債権の担保として徴するものほか、普通地方公共団体の所有に属しない現金又は有価証券は、法律又は政令の規定によるものでなければ、これを保管することができない。)	指定管理者の収入となる利用料金について、法律又は政令の規定でなく、本区の条例もしくは規則により、歳入歳出外現金として区が取り扱えるように特区構想にて規制緩和を行い、現在行っている公の施設相互間で、区施設において指定管理者施設の利用料金の受領が可能となる環境を整える。また、指定管理者の管理する施設の利用料金に対する還付についても、特区構想で当該還付請求者を区の債権者とみなして支出が可能となるように規制緩和を行う。	<p>指定管理者の収入となる利用料金について、歳入歳出外現金として区が取り扱えるように特区構想にて規制緩和を行い、現在行っている公の施設相互間で、区施設において指定管理者施設の利用料金の受領が可能となる環境を整える。また、指定管理者の管理する施設の利用料金に対する還付についても、特区構想で当該還付請求者を区の債権者とみなして支出が可能となる環境を整える。</p>	<p>本区ではサービス向上のため、公の施設相互間で施設使用料の受領と利用承認を実施している。自治法改正で指定管理者制度が導入され、本区も積極的に活用していく方針だが、利用料金を私法上の現金となり、区直営施設では自治法第235条の4第2項により保管できないため、申請及び利用料金の支払いは直接、当該指定管理者施設で行うことになり区サービスの低下につながる。また、公の施設に係る使用料の還付についても、施設使用料等返還金支払基金を設け、基金の対象施設ならば公の施設においても還付請求を受け付け、その場で基金から還付金の支払いをすることができるとしていた。しかし、地方自治法第232条の5第1項の規定により、区の支出は、債権者のためでなければできないこととされているため、指定管理者施設の利用料金に係る還付請求を区の直営施設で受理し、還付金を支出することができないことになる。そのため、還付金の支払いについても当該指定管理者施設においてのみ行うこととなり、区サービスの低下につながる。</p> <p>そこで、特区による規制緩和を活用し、指定管理者の管理施設の利用料金を、条例・規則等で歳入歳出外現金として扱うことで、公の施設利用についてのサービスを維持・向上することが可能とするとともに、指定管理者の管理する施設の利用料金に対する還付についても、当該還付請求者を区の債権者とみなして、支出することができるようにすることで、現在の公の施設に係る還付手続きについての区民サービスを維持を図る。</p>	東京都墨田区	施設利用区民サービス向上特区	総務省
総務省	0430060	地方自治法第203条の緩和	地方自治法第203条	<p>地方自治法(昭和22年法律第67号)第203条第1項 普通地方公共団体は、その議会の議員、委員会の委員、非常勤の監査委員その他の委員、自治紛争処理委員、審査会、審議会及び調査会等の委員その他の構成員、専門委員、投票管理者、開票管理者、選挙長、投票立会人、開票立会人及び選挙立会人その他普通地方公共団体の非常勤の職員(短時間勤務職員を除く。)に対し、報酬を支給しなければならない。</p> <p>第2項 前項の職員の中議会の議員以外の者に対する報酬は、その勤務日数に応じてこれを支給する。但し、条例で特別の定をした場合は、この限りでない。</p> <p>第3項 第一項の者は、職務を行うため要する費用の弁償を受けることができる。</p> <p>第4項 普通地方公共団体は、条例で、その議会の議員に対し、期末手当を支給することができる。</p> <p>第5項 報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。</p>	C		<p>地方公共団体の附属機関の構成員に対する報酬については、構成員が責任ある形で地方公共団体に寄与を行うという職務の遂行の対価として、地方公共団体がこれを支給する義務を負うものであり、提案のように、地方公共団体の長の判断により一方的に附属機関の構成員の報酬の支給を決定することは、地方公共団体に報酬の支給を義務付けた地方自治法の趣旨に照らして、認められない。</p> <p>なお、附属機関の構成員が、何らかの理由により報酬が不要とするならば、公職選挙法に規定する寄附の禁止に該当するなど特別な場合を除き、当該構成員が報酬の請求権を放棄することが可能である。</p>	1174	11741010	地方自治法第203条の緩和	必要に応じ、附属機関の委員等への報酬の無報酬化	<p>地方公共団体が任意に設置する附属機関に多くの市民が参加していただき、市民との協働によるまちづくりを進めていきたい。</p>	<p>地方自治法第203条では、地方公共団体が任意で設置する附属機関の委員等に対し、報酬を支給しなければならないと規定されている。今日のまちづくりは、あらゆる場面で市民と一緒に計画づくりや事業実施がなされていく。事業実施のための委員会等を設立すれば、全て報酬を支払わなければならない。参加する市民も報酬を目的として参加するのではなく、自分たちのまちを自分たちの手で行政と一緒に進めていくため参加して、報酬の支払は市町村長の裁量により決定できるものであってほしい。</p>	大分県田田市	市民協働によるまちづくり	総務省

省庁名	管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	プロジェクト管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	提案理由	提案主体名	プロジェクトの名称	制度の所管・関係官庁	
総務省	0430130	臨時職員の期間延長	構造改革特別区域法第24条第1項	地方公共団体の提案を踏まえ、特区として特例を講ずることにより、当該地域における経済的社会的効果が認められることを前提に、例えば特区に在籍する人材の需給状況等に鑑み、更新時における後任の確保が困難な場合等の一定の場合について、一年を超えた臨時の任用を措置	C		規制の特例事項の内容と提案理由との関係が明らかでない。当該特例措置は、正式任用の例外として能力実証を経ることなく行うことのできる臨時の任用について、特区における一定の事情にかんがみ特例的に柔軟化を図ったものであり、公務率の確保等の観点からは、更なる柔軟化を安易に行うには問題があるものと考えられる。なお、そもそも、従来の規制について法律により特例措置の規定を設けたにもかかわらず、当該規定自体を再び「規制」と概念して一層の緩和を求めることについては、疑念がある。	1162	11621070	臨時職員の期間延長	地方公務員に係る臨時の任用事業の特例措置の第1号中「当該構造改革特別区域における人材の需給状況等にかんがみ」を削り、第3号中「の見直しに応じた業務量の一時的な変化により生ずる職制又は定数の改廃等」を削る。	個別の自治体の実態に即し、柔軟な臨時の任用を可能にし、雇用の拡充を図りながら、雇出の総額を抑制する。	平成15年11月28日に認定された特例措置は、認定を受けた後に任用する臨時職員について適用され、認定を受ける前に任用している臨時職員には適用されない。	埼玉県志木市	地方自治解放特区構想	総務省	
総務省	0430140	地方公務員の勤務条件の弾力化	地方公務員法第24条第5項	地方公務員の勤務条件を定めるに当たっては、国及び他の地方公共団体の職員との間に権衡を失わないように適当な考慮が払われなければならない。	C		地方公務員法第24条第5項の規定は、現行においても国や他の地方公共団体と均衡を失いぬる範囲であれば、「規制の特例事項」内容にあるように、地方公共団体が地域の実情に応じ自主性を発揮することが可能なものである。なお、平成16年6月の地方公務員法等の改正では、貴団体の要望も踏まえ、地方公務員制度全体のバランスを図りながら、任期付短時間勤務制度を措置したところ。	1162	11621080	地方公務員の勤務条件の弾力化	地方公務員法第24条第5項中「当たっては、次に」地域の実情に応じた自主性が発揮されるとともに」を加える。	地方公務員の勤務条件の弾力化により、多様な人材と協働して自治体を運営し、人件費の抑制を図る財政構造改革を進める。	平成16年6月の地方公務員法の改正により、勤務条件の一部緩和が図られたところである。しかし、このような規定的な緩和ではなく、現在、月曜日から金曜日まで5日間において1日8時間の勤務を一律に割り振るものではなく、民間企業のような柔軟な勤務条件を可能とすることにより、自治体の効率的な運営と全国311万人にも及ぶ地方公務員の総人件費の抑制を図ることができ、なお、「骨太方針2005」に国家公務員をモデルとする勤務条件の弾力化について、早期に検討すると盛り込まれている。	埼玉県志木市	地方自治解放特区構想	総務省	
総務省	0430150	一般職員の任期付採用条件の弾力化	地方公共団体の一般職員の任期付採用に関する法律第4条	一定の期間内に終了することが見込まれる業務等に従事させる場合には、条例で定めるところにより、職員を任期を定めて採用することができる。	C		地方公務員の任用・勤務形態の多様化を図る場合にあっても、公務の中立性の確保や職員の長期育成を基礎とする公務の能率性の追求等の観点から、任期の定めのない常勤職員を中心とする公務の運営という現行地方公務員制度の原則は維持されるべきものであり、事実上無原則に任期付採用が行われることは妥当でない。なお、国の政策に左右される地方公共団体の現状では業務の特定をすることが困難であることを提案理由としているが、地方公共団体独自の判断により実施できる業務に任期付職員を従事させることができるケースも少なからずあるものと考えられる。	1162	11621090	一般職員の任期付採用条件の弾力化	地方公共団体の一般職員の任期付採用に関する法律第4条第1項中「職員を次の各号に掲げる業務のいずれかに期間を限って従事させることが、削り、同項各号を削り、同条第2項中「前条第1項各号」とあるのを「前条第1項」に改める。	現在の厳しい財政状況と将来の行政運営を勘案し、一般職員の任期付採用条件の弾力化により、雇用の創出と地方自治体の財政構造改革を進める。	平成16年6月に、地方公共団体の一般職員の任期付採用に関する法律が改正され、一定期間で終了することが見込まれる業務及び一定期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務に限り、採用することができることとされた。しかし、この条件の下では、国の政策に左右される地方自治体の現状では、業務の特定をすることは困難であり、柔軟な運用を図ることができない。	埼玉県志木市	地方自治解放特区構想	総務省	
総務省	0430160	遠距離徒歩通勤奨励手当の創設特区構想	地方自治法(昭和22年法律第67号)第204条第2項 普通地方公共団体は、条例で、前項の職員に対し、扶養手当、調整手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特勤手当(これに準ずる手当を含む。)、へき地手当(これに準ずる手当を含む。)、時外勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職手当、期末手当、勤労手当、期末特別手当、寒冷地手当、特定任期付職員奨励手当、任期付研究員奨励手当、義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、農林漁業普及指導手当、災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当を含む。)、又は退職手当を支給することができる。	C		通勤手当は、通勤のために交通機関等を利用する場合、その運賃等の経費が職員の生計費に及ぼす圧迫を緩和しようとする趣旨の手段であり、実費弁償の性格を有するものである。提案のように、地球環境への負荷軽減、交通渋滞緩和、健康増進などの政策目的のために行う職員への給付は、そもそも通勤手当の趣旨にそぐわないものである。また、各地方公共団体が通勤手当以外の法律等に定められていない給付として任意に支給することは、給付の実態を混乱させることになりかねず、地方自治法第204条の2の給付の制限に即した趣旨を没却するものとなる。なお、国家公務員においては、上記趣旨の手当は設けられておらず、地方公務員については地方公務員法第24条に体现されている均衡の原則に照らして、このような国の取扱いとの均衡が求められるものである。	1236	12361010	遠距離徒歩通勤奨励手当の創設特区構想	本市では2km以上の徒歩通勤者についても通勤手当を支給しているが、先般総務省より国家公務員に準じてこれを廃止するよう要請を受けたところである。しかしながら、本市としては、地球環境への負荷軽減、交通渋滞緩和、健康増進などの観点から、むしろ、2km以上の徒歩のみの通勤を常例とする職員については、遠距離徒歩による通勤を推奨すべきであると考えているところ。このような片道2km以上の遠距離徒歩通勤者に対して、マイカー通勤者とせめて同額(むしろ同額以上)の手当が支給可能となるよう制度の新設・改善を望むもの。なお、本市職員のマイカー通勤者は全職員の約8割を占めている。	地球環境への負荷軽減、交通渋滞緩和、健康増進などの観点から、2km以上の徒歩のみの通勤を常例とする職員については、遠距離徒歩通勤奨励手当を創設し、マイカー通勤者の通勤手当と同額(むしろ同額以上)の手当が支給可能となるよう制度の新設・改善を望むもの。	自動車等の交通用具を使用することを常例として通勤する職員と比較し、地球環境への負荷軽減、交通渋滞緩和、健康増進などの観点から、敢えて徒歩通勤を選択する者の考え方の意義は大きい。また、このような施策を推進すべきものと考えられる。	岐阜県多治見市	遠距離徒歩通勤奨励手当の創設特区構想	総務省		
総務省	0430170	住民基本台帳の大量閲覧禁止	住民基本台帳法第11条	何人も、市町村長に対して、当該市町村が備える住民基本台帳のうち第7条第1号から第3号まで及び第7号に掲げる事項に係る部分の写しの閲覧を請求することができる。	C		住民基本台帳の閲覧制度については、個人情報保護の観点から法改正を求める意見がある一方で、現状では世論調査や学術調査、市場調査等に幅広く利用されているところ。また、住民基本台帳の閲覧制度については、個人情報の保護に関する課題であるとともに、市区町村の現場に課する負担もあることから、有識者など各方面のご意見を伺う一方、地方公共団体の実務に即した検討を行い、全国ベースで対応する必要があるものと認識。総務省では、本年4月に「住民基本台帳の閲覧制度等」のあり方に関する検討会を設置し、閲覧制度のあり方について検討しているところであり、10月を目途に報告書を取りまとめたいと予定。総務省としては、それを受けて、法改正を含めて抜本的な見直しを行う所存。	1061	10611010	住民基本台帳の大量閲覧禁止	住民記録の閲覧を禁止し、特例として公用、公益の場合に認め、と市条例で定めることができるようにする。	条例等により、閲覧を原則禁止とする。ダイレクトメール等の利便性を求める市民には事業者への登録機会を与える。	住民基本台帳法で何人でも台帳を閲覧できるとなっているため、これを利用した犯罪の発生や、迷惑なダイレクトメールが届いたりする。これらのことは情報公開と個人情報保護をセットに積極的に推進を図ってきた本市では市民の関心も高い。こうしたことから、プライバシーは自己コントロールのもとに管理されるべきとの考えから住民基本台帳の閲覧を制限するものである。	神奈川県横浜市	住民基本台帳の大量閲覧禁止	総務省	
総務省	0430180	住民票の写し等を基にした各種証明書交付事務を民間事業者に委託可能	戸籍法第11条、第12条、第13条、第14条、第15条、第16条、第17条、第18条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第24条、第25条、第26条、第27条、第28条、第29条、第30条、第31条、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第41条、第42条、第43条、第44条、第45条、第46条、第47条、第48条、第49条、第50条、第51条、第52条、第53条、第54条、第55条、第56条、第57条、第58条、第59条、第60条、第61条、第62条、第63条、第64条、第65条、第66条、第67条、第68条、第69条、第70条、第71条、第72条、第73条、第74条、第75条、第76条、第77条、第78条、第79条、第80条、第81条、第82条、第83条、第84条、第85条、第86条、第87条、第88条、第89条、第90条、第91条、第92条、第93条、第94条、第95条、第96条、第97条、第98条、第99条、第100条、第101条、第102条、第103条、第104条、第105条、第106条、第107条、第108条、第109条、第110条、第111条、第112条、第113条、第114条、第115条、第116条、第117条、第118条、第119条、第120条、第121条、第122条、第123条、第124条、第125条、第126条、第127条、第128条、第129条、第130条、第131条、第132条、第133条、第134条、第135条、第136条、第137条、第138条、第139条、第140条、第141条、第142条、第143条、第144条、第145条、第146条、第147条、第148条、第149条、第150条、第151条、第152条、第153条、第154条、第155条、第156条、第157条、第158条、第159条、第160条、第161条、第162条、第163条、第164条、第165条、第166条、第167条、第168条、第169条、第170条、第171条、第172条、第173条、第174条、第175条、第176条、第177条、第178条、第179条、第180条、第181条、第182条、第183条、第184条、第185条、第186条、第187条、第188条、第189条、第190条、第191条、第192条、第193条、第194条、第195条、第196条、第197条、第198条、第199条、第200条、第201条、第202条、第203条、第204条、第205条、第206条、第207条、第208条、第209条、第210条、第211条、第212条、第213条、第214条、第215条、第216条、第217条、第218条、第219条、第220条、第221条、第222条、第223条、第224条、第225条、第226条、第227条、第228条、第229条、第230条、第231条、第232条、第233条、第234条、第235条、第236条、第237条、第238条、第239条、第240条、第241条、第242条、第243条、第244条、第245条、第246条、第247条、第248条、第249条、第250条、第251条、第252条、第253条、第254条、第255条、第256条、第257条、第258条、第259条、第260条、第261条、第262条、第263条、第264条、第265条、第266条、第267条、第268条、第269条、第270条、第271条、第272条、第273条、第274条、第275条、第276条、第277条、第278条、第279条、第280条、第281条、第282条、第283条、第284条、第285条、第286条、第287条、第288条、第289条、第290条、第291条、第292条、第293条、第294条、第295条、第296条、第297条、第298条、第299条、第300条、第301条、第302条、第303条、第304条、第305条、第306条、第307条、第308条、第309条、第310条、第311条、第312条、第313条、第314条、第315条、第316条、第317条、第318条、第319条、第320条、第321条、第322条、第323条、第324条、第325条、第326条、第327条、第328条、第329条、第330条、第331条、第332条、第333条、第334条、第335条、第336条、第337条、第338条、第339条、第340条、第341条、第342条、第343条、第344条、第345条、第346条、第347条、第348条、第349条、第350条、第351条、第352条、第353条、第354条、第355条、第356条、第357条、第358条、第359条、第360条、第361条、第362条、第363条、第364条、第365条、第366条、第367条、第368条、第369条、第370条、第371条、第372条、第373条、第374条、第375条、第376条、第377条、第378条、第379条、第380条、第381条、第382条、第383条、第384条、第385条、第386条、第387条、第388条、第389条、第390条、第391条、第392条、第393条、第394条、第395条、第396条、第397条、第398条、第399条、第400条、第401条、第402条、第403条、第404条、第405条、第406条、第407条、第408条、第409条、第410条、第411条、第412条、第413条、第414条、第415条、第416条、第417条、第418条、第419条、第420条、第421条、第422条、第423条、第424条、第425条、第426条、第427条、第428条、第429条、第430条、第431条、第432条、第433条、第434条、第435条、第436条、第437条、第438条、第439条、第440条、第441条、第442条、第443条、第444条、第445条、第446条、第447条、第448条、第449条、第450条、第451条、第452条、第453条、第454条、第455条、第456条、第457条、第458条、第459条、第460条、第461条、第462条、第463条、第464条、第465条、第466条、第467条、第468条、第469条、第470条、第471条、第472条、第473条、第474条、第475条、第476条、第477条、第478条、第479条、第480条、第481条、第482条、第483条、第484条、第485条、第486条、第487条、第488条、第489条、第490条、第491条、第492条、第493条、第494条、第495条、第496条、第497条、第498条、第499条、第500条、第501条、第502条、第503条、第504条、第505条、第506条、第507条、第508条、第509条、第510条、第511条、第512条、第513条、第514条、第515条、第516条、第517条、第518条、第519条、第520条、第521条、第522条、第523条、第524条、第525条、第526条、第527条、第528条、第529条、第530条、第531条、第532条、第533条、第534条、第535条、第536条、第537条、第538条、第539条、第540条、第541条、第542条、第543条、第544条、第545条、第546条、第547条、第548条、第549条、第550条、第551条、第552条、第553条、第554条、第555条、第556条、第557条、第558条、第559条、第560条、第561条、第562条、第563条、第564条、第565条、第566条、第567条、第568条、第569条、第570条、第571条、第572条、第573条、第574条、第575条、第576条、第577条、第578条、第579条、第580条、第581条、第582条、第583条、第584条、第585条、第586条、第587条、第588条、第589条、第590条、第591条、第592条、第593条、第594条、第595条、第596条、第597条、第598条、第599条、第600条、第601条、第602条、第603条、第604条、第605条、第606条、第607条、第608条、第609条、第610条、第611条、第612条、第613条、第614条、第615条、第616条、第617条、第618条、第619条、第620条、第621条、第622条、第623条、第624条、第625条、第626条、第627条、第628条、第629条、第630条、第631条、第632条、第633条、第634条、第635条、第636条、第637条、第638条、第639条、第640条、第641条、第642条、第643条、第644条、第645条、第646条、第647条、第648条、第649条、第650条、第651条、第652条、第653条、第654条、第655条、第656条、第657条、第658条、第659条、第660条、第661条、第662条、第663条、第664条、第665条、第666条、第667条、第668条、第669条、第670条、第671条、第672条、第673条、第674条、第675条、第676条、第677条、第678条、第679条、第680条、第681条、第682条、第683条、第684条、第685条、第686条、第687条、第688条、第689条、第690条、第691条、第692条、第693条、第694条、第695条、第696条、第697条、第698条、第699条、第700条、第701条、第702条、第703条、第704条、第705条、第706条、第707条、第708条、第709条、第710条、第711条、第712条、第713条、第714条、第715条、第716条、第717条、第718条、第719条、第720条、第721条、第722条、第723条、第724条、第725条、第726条、第727条、第728条、第729条、第730条、第731条、第732条、第733条、第734条、第735条、第736条、第737条、第738条、第739条、第740条、第741条、第742条、第743条、第744条、第745条、第746条、第747条、第748条、第749条、第750条、第751条、第752条、第753条、第754条、第755条、第756条、第757条、第758条、第759条、第760条、第761条、第762条、第763条、第764条、第765条、第766条、第767条、第768条、第769条、第770条、第771条、第772条、第773条、第774条、第775条、第776条、第777条、第778条、第779条、第780条、第781条、第782条、第783条、第784条、第785条、第786条、第787条、第788条、第789条、第790条、第791条、第792条、第793条、第794条、第795条、第796条、第797条、第798条、第799条、第800条、第801条、第802条、第803条、第804条、第805条、第806条、第807条、第808条、第809条、第810条、第811条、第812条、第813条、第814条、第815条、第816条、第817条、第818条、第819条、第820条、第821条、第822条、第823条、第824条、第825条、第826条、第827条、第828条、第829条、第830条、第831条、第832条、第833条、第834条、第835条、第836条、第837条、第838条、第839条、第840条、第841条、第842条、第843条、第844条、第845条、第846条、第847条、第848条、第849条、第850条、第851条、第852条、第853条、第854条、第855条、第856条、第857条、第858条、第859条、第860条、第861条、第862条、第863条、第864条、第865条、第866条、第867条、第868条、第869条、第870条、第871条、第872条、第873条、第874条、第875条、第876条、第877条、第878条、第879条、第880条、第881条、第882条、第883条、第884条、第885条、第886条、第887条、第888条、第889条、第890条、第891条、第892条、第893条、第894条、第895条、第896条、第897条、第898条、第899条、第900条、第901条、第902条、第903条、第904条、第905条、第906条、第907条、第908条、第909条、第910条、第911条、第912条、第913条、第914条、第915条、第916条、第917条、第918条、第919条、第920条、第921条、第922条、第923条、第924条、第925条、第926条、第927条、第928条、第929条、第930条、第931条、第932条、第933条、第934条、第935条、第936条、第937条、第938条、第939条、第940条、第941条、第942条、第943条、第944条、第945条、第946条、第947条、第948条、第949条、第950条、第951条、第952条、第953条、第954条、第955条、第956条、第957条、第958条、第959条、第960条、第961条、第962条、第963条、第964条、第965条、第966条、第967条、第968条、第969条、第970条、第971条、第972条、第973条、第974条、第975条、第976条、第977条、第978条、第979条、第980条、第981条、第982条、第983条、第984条、第985条、第986条、第987条、第988条、第989条、第990条、第991条、第992条、第993条、第994条、第995条、第996条、第997条、第998条、第999条、第1000条	C		住民票の写し及び納税証明書等については、住民のプライバシーに直結する等の理由から、守秘義務を始めとする厳正な服務規律を課す必要があり、本来地方公共団体以外の者が取り扱うことは想定されていない。また、住民票の写し及び納税証明書等に係る事務は、市町村長が行う公権力の行使であり、市町村長に留保されるべきものである。地方団体の長は、地方団体の徴収金と競合する債権に係る担保権の設定等の目的で、地方団体の徴収金の納付又は納入すべき額等の行政命令で定めるものについての証明書の交付を請求する者があるときは、その者に係る限り、これを交付しなければならない。(地方税法20条の10)	住民票の写し及び納税証明書等については、住民のプライバシーに直結する等の理由から、守秘義務を始めとする厳正な服務規律を課す必要があり、本来地方公共団体以外の者が取り扱うことは想定されていない。また、住民票の写し及び納税証明書等に係る事務は、市町村長が行う公権力の行使であり、市町村長に留保されるべきものである。地方団体の長は、地方団体の徴収金と競合する債権に係る担保権の設定等の目的で、地方団体の徴収金の納付又は納入すべき額等の行政命令で定めるものについての証明書の交付を請求する者があるときは、その者に係る限り、これを交付しなければならない。(地方税法20条の10)	1208	12081010	住民票の写し等各種証明書交付事務を民間事業者に委託可能	住民票の写し等戸籍謄抄本等戸籍に関する証明書印鑑登録証明書府市民税(所得・課税)証明書固定資産課税台帳記載事項証明書納税証明書軽自動車納税証明書(継続検査用)年金現況証明書	各種証明書交付事務を民間事業者に委託可能とする。	新たに設置する公の施設には、生涯学習機能をメインとして、市民ニーズの高い住民票の写し等各種証明書発行を行う駅前サービスコーナーを併設予定。当該施設の管理運営等は指定管理者制度を活用し、指定管理者指定の議決を得た民間事業者を指定し、委任予定。さらに、各種証明書の発行業務を民間事業者へ委託することにより、民間ノウハウを活かした良質な市民サービス提供が可能となる。	特区第五次提案において本市が行った提案内容は、各種証明書発行事務を地方議会が指定管理者指定の議決を得た民間事業者に対して委任するということであったが、国からは「対応不可」との回答があった。その理由は、行政行為の民間化不可と守秘義務の必要性の二点であると解している。しかしながら、指定管理者に対しては「許可行為」が認めらるる等行政行為にまで踏み込んだ法整備がなされたところであり、また守秘義務についても個人情報の保護に関する法律が整備される等個人情報の取扱についての官民格差はないと考える。本提案は各種証明書発行事務を行う市町村が、現場において民間に委託することに對し問題なしと感じているところであり、公の施設全ての業務が民間に運営委託出来るように提案するものである。	大阪府大東市	駅前サービスコーナー-民生文化特区	総務省 法務省

省庁名	管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	プロジェクト管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	提案理由	提案主体名	プロジェクトの名称	制度の所管・関係官庁
総務省	0430190	地方財政再建促進特別措置法第24条第2項の規制排除	地方財政再建促進特別措置法第24条第2項	地方公共団体は、国等に対し、地方財政再建促進特別措置法第24条第2項の規定により、国等から地方団体への負担の転嫁を防止するための措置であり、規制とは趣旨が異なることと、一定期間後の全国展開を前提としている特区制度における規制改革には馴染まない。 学部・学科を設置し学生に教育を行なう等、国立大学法人において通常行われる教育研究は、国立大学法人の重要な本来的な業務。これらの経費は国立大学法人、ひいては運営費交付金や施設費を支出する国が負担すべき経費であって、国等の財政難を理由に地方団体からの寄附制限を解除することは本末転倒。 公の施設を国立大学法人に貸し付ける際には、適正な対価を定めることが必要。学部・学科の誘致のために無償貸付けを行うことは、国立大学法人ひいては国が本来負担すべき経費を地方団体に転嫁することにほかならず、認められない。	C				1146	11461010	地方財政再建促進特別措置法第24条第2項の規制排除	(仮称)足立区リノベーションを国立大学法人東京芸術大学が無償で使用できるよう、地方財政再建促進特別措置法第24条第2項の規定を除外したい。	自治体では、少子化による学校の統合により生じた、廃校舎などの資産を有効に活用することで地域を活性化することが求められている。一方、国立大学法人においても法人法の施行により、地域連携・地域貢献が本来業務となり、活動拠点の確保、卓越した研究教育拠点としての場の確保等が課題となっている。しかし、自治体、国立大学法人はともに、折からの財政難により、潤沢な資金を投入し、単独で課題を解決することは困難な状況にある。このため、使命を全うした学校施設を最小限の費用で(仮称)足立区リノベーションとして再生し、東京芸術大学に貸し付けることは、地域連携・地域貢献といった新しい大学機能の充実とともに、区の活性化にも繋がっている。また、この取り組みは、コンテンツビジネス振興、雇用対策、都市再生における廃校舎の有効活用など、国の施策にも通う内容である。	東京都足立区	文化産業・芸術新都心構想	総務省
総務省	0430200	予算単年度主義の廃止	地方自治法第208条、第210条、第211条第2項、第212条、第213条、第214条、第215条、第216条、第220条及び第233条	会計年度 4月1日～3月31日年度にわたるものは継続費、繰越明許費で対応。 総計予算主義 債務負担行為は継続費の総額又は繰越明許費の金額の範囲内におけるものを除くほか、予算で定めなければならない。予算を議会に出すときは、政令で定める予算にかかる説明書をあわせて提出しなければならない。予算の内容、歳入歳出予算の区分、予算の執行、決算については政令で具体的に定めている。	C			1162	11621040	予算単年度主義の廃止	地方自治法で単年度とされている地方自治体の会計年度を複数年度予算に転換するとともに、評価に基づく決算を重視した予算管理を行う。このため、地方自治法第208条を「市町村の条例で定める。」に改正し、同法第210条に「又は条例の定めるところにより、一般会計年度に執行した一切の収入及び支出は、すべて歳入歳出決算に繰入しなければならない。」を加え、同法第211条第2項中「政令で定める。」を「条例で定める。」に改め、同法第212条及び第213条を削り、同法第214条中「継続費の総額又は繰越明許費の金額の範囲内におけるものを除くほか」を削り、同法第215条、第216条、第220条及び第233条中「を」を「市町村の条例で定める。」に改める。		国では、複数年度予算のモデル事業の実施を全市域に拡大することとしている。これは、費省が示す債務負担行為や繰越明許費制度の活用と異なる本来的な複数年度予算制度を導入するものである。現行の予算単年度主義は、後年度や将来を踏まえた計画的な予算管理のインセンティブが働く制度となっていないため、予算一体管理の趣旨を踏まえ、地方が自立するためにも、中長期的な視点に立った複数年度予算に転換し、予算の自己管理を行うことにより、国及び地方の歳入の総額を抑制することが可能となる。併せて、複数年度予算のモデル事業の実施状況を具体的に示していただきたい。	埼玉県志木市	地方自治解放特区構想	総務省 内閣府 財務省
総務省	0430210	華加市においては、地方税の納付手段として不動産による物納を可能とする。	地方自治法第231条の2、同法第235条、国税通則法第34条	地方自治法第231条の2及び第235条...地方団体の歳入は現金主義を原則とするもの、特例として証紙・口座振替・証券による収入方法を制度上明定したもの、特例として証券をもって納付することが可能。 上記の規定により、地方税法に明文規定はないもの地方税における租税債権は現金にて納付するものである。但し、国税において一部例外的に相続税法第41条のように適用要件に課税し許可を得て認められる場合もある。相続税の債権上、被相続人の財産価額を超えない範囲において、一時的に相続人に多額の租税が発生する特殊性を考慮してのことである。	C			1121	11211010	華加市においては、地方税の納付手段として不動産による物納を可能とする。	華加市においては、固定資産税と国民健康保険税の納付手段として不動産による物納を可能とする。	華加市においては、固定資産税と国民健康保険税の納付手段として不動産による物納を可能とする。	地方税の納付手段を現金・証紙・口座振替・証券に限定している地方自治法施行令は自治体財政の健全な運営を担保するためのものと承知しているが、本市における納税者を取り巻く環境に適合しない側面が見受けられるようになってきた。 現在、華加市においても、保有する不動産の活用がうまくいかず多額の固定資産税や国民健康保険税を支払い滞りしている市民の方が増加してきている。 これらの方々は高い納税意欲と不動産をお持ちであるにも関わらず、現金の持ち合わせがないために、不動産の売却に行き詰り大変に困惑した状態を相談にお越しになられる。現状では分割による納付で対応しているが、税額が高額であるため完済の見込みを立てることが困難であり、市民の方々が必ずといって良いほど希望されるのが不動産による物納である。 市としても、いずれ滞納処分として差押えをし公表せざるを得ない不動産であるならば、延滞金が膨らむ前に自主的な納付として物納を認めたい。	埼玉県華加市	みんなが納得・納税推進(不動産物納)	総務省
総務省	0430220	市長選挙における立候補者や助役・収入役・教育委員・公平委員・監査委員・固定資産評価委員・人権擁護委員・監査委員の候補者(個人市県民税・固定資産税・国民健康保険税の納税証明書等)の提出を義務づける	公職選挙法第110条第1項、第111条第1項、地方自治法162条、164条、168条、195条、地方公務員法第9条の2第2項及び第3項、地方税法第20条の10、地方税法第404条第2項	市長については年齢満25年以上の者が被選挙権を有する。 副出納長及び副収入役は、事務吏員の中から、普通地方公共団体の長がこれを命ずる。 出納長及び収入役は、検警官、警察官若しくは収税官又は普通地方公共団体における公安委員会の委員と兼ねることができる。 公平委員会の委員は、人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的に能率的な事務の処理に理解があり、且つ、人事行政に關し意見を有する者のうちから、議会の同意を得て、地方公共団体の長が選任する。ただし、地方公務員法の第5章に規定する事を犯し、刑に処せられた者等については、委員となることができない。 固定資産評価委員は、固定資産の評価に関する知識及び経験を有する者のうちから、市町村長が、当該市町村の議会の同意を得て選任する。(地方税法第404条第2項)	C			1122	11221010	市長選挙における立候補者や助役・収入役・教育委員・公平委員・監査委員・固定資産評価委員・人権擁護委員・監査委員の候補者(個人市県民税・固定資産税・国民健康保険税の納税証明書等)の提出を義務づけるものとする。	市長選挙における立候補者には立候補の届出時に「個人市県民税・固定資産税・国民健康保険税の納税証明書等」の提出を義務づけるものとする。 また、助役・収入役・教育委員・公平委員・監査委員・固定資産評価委員・人権擁護委員・監査委員についても、市長から議会の同意を求めるときに「個人市県民税・固定資産税・国民健康保険税の納税証明書等」の提出を義務づけるものとする。 また、助役・収入役・教育委員・公平委員・監査委員・固定資産評価委員・人権擁護委員・監査委員についても、市長から議会の同意を求めるときに「個人市県民税・固定資産税・国民健康保険税の納税証明書等」の提出を義務づけるものとする。	華加市においては、市長選挙における立候補者には立候補の届出時に「個人市県民税・固定資産税・国民健康保険税の納税証明書等」の提出を義務づけるものとする。 また、助役・収入役・教育委員・公平委員・監査委員・固定資産評価委員・人権擁護委員・監査委員についても、市長から議会の同意を求めるときに「個人市県民税・固定資産税・国民健康保険税の納税証明書等」の提出を義務づけるものとする。	華加市では、入札への参加を希望する者に対して「法人市民税、及び「消費税・地方消費税」の納税証明書等の提出を義務づけている。市民からお預かりした税を財源とする事業に携わり、そこから収益を得る以上、自らも市民としての義務を果たすことが当然の前提とご考えによるものである。 また、市民の方々は高い納税意欲と不動産をお持ちであるにも関わらず、現金の持ち合わせがないために、不動産の売却に行き詰り大変に困惑した状態を相談にお越しになられる。現状では分割による納付で対応しているが、税額が高額であるため完済の見込みを立てることが困難であり、市民の方々が必ずといって良いほど希望されるのが不動産による物納である。 市としても、いずれ滞納処分として差押えをし公表せざるを得ない不動産であるならば、延滞金が膨らむ前に自主的な納付として物納を認めたい。	埼玉県華加市	みんなが納得・納税推進(公職者納税証明)	総務省 文部科学省 財務省
総務省	0430230	華加市においては、滞納者に対して、一定の条件のもとに市税の納付手段として切手・商品券等、換価性の高い証券による物納を可能とする。	地方自治法第231条の2、地方自治法施行令第155条、第156条の2、第156条	地方公共団体の歳入は現金で行うのが原則である。例外として、証券、口座振替、郵便振替によるものがある。	C			1123	11231010	華加市においては、滞納者に対して、一定の条件のもとに市税の納付手段として切手・商品券等、換価性の高い証券による物納を可能とする。	華加市においては、滞納者に限って、一定の条件のもとに市税の納付手段として切手・商品券等、換価性の高い証券による物納を可能とする。	華加市においては、滞納者に限って、確実に現金に換わることを認め、徴収活動の効果を高め、納税意欲の向上をはかることとするものである。	華加市では、市長直屬の収納向上担当特命職を設け、係長級以上の全職員による臨戸徴収を行うなど、滞納の防止と収納率の向上を図っているところであるが、その効果を高めていくため、一定の条件のもとに切手・商品券等と確実に換価できる証券による物納を可能にしたい。 昨今、カーシェアの進展や防犯上の問題等により、まとまった現金を所持せず、若しくは自宅に置かない傾向が強まっている。このため、臨戸徴収活動においては、訪問時の督促を通じて支払いの意思を示すものの、後日対応とせざるを得ないケースが大半を占め、徴収活動の効果が高まることが困難な状況にある。また滞納は、原動機付自転車に係る軽自動車税等、税額が比較的小さいものが多発をめぐり、その徴収活動の効率も低下している。 そこで、滞納に現金に換わる証券についても、一定の条件のもとにこれを納税対象とすることを認め、徴収活動の効果を高め、納税意欲の向上をはかることとするものである。 滞納者が自ら金券ショップ等で換してから納税すれば良いとのご意見もあろうかと思いますが、高齢者等で自ら換金することが困難なケースもある。また、現物対応としては、滞納者が何らかの支払いの意思を示した時点で速やかに受領できる証券を用意しておくなければ、徴収実績にはつながらない。 現金でなくとも幅広く受け入れられることを明らかにすることにより、即時的な徴収効果を得られ、また、こうした取組みによる心理的効果を通じて、納税義務意識を高めることにもつながると考えられる。さらに、滞納者の中に、商品券等を未使用のまま金券の貯りとしていたケースが多くなると懸念されることから、納税促進効果のほか、商品券等の流通を活性化させ、地域経済の活性化にも寄与することができるものと考えられる。 なお、受領時における換価性とその価額の確認等については、その手続き等に万全を期することである。またその換価額は、証券記載の額面を下回るものとする考えである。	埼玉県華加市	みんなが納得・納税推進(商品券納税)	総務省
総務省	0430240	華加市においては、身体障害者あるいは身体障害者と生計を一にする者が使用する軽自動車に課税される軽自動車税について、当初の1回のみ減免申請を行えば翌年度以降も減免を継続できるものとする。	地方税法第454条	軽自動車税は、市町村の条例の定めるところにより、特別な事情がある場合において減免することができる。	D-1			1125	11251010	華加市においては、身体障害者あるいは身体障害者と生計を一にする者が使用する軽自動車に課税される軽自動車税について、当初の1回のみ減免申請を行えば翌年度以降も減免を継続できるものとする。	華加市においては、身体障害者あるいは身体障害者と生計を一にする者が使用する軽自動車に課税される軽自動車税について、当初の1回のみ減免申請を行えば翌年度以降も減免を継続できるものとする。	華加市では、身体障害者あるいは身体障害者と生計を一にする者が使用する軽自動車について、当該身体障害者等が健全な生活に於いて社会生活を営むために不可欠の生活手段であることから、税制上の配慮として軽自動車税を減免していることである。 ところで、軽自動車税の減免を規定する地方税法第454条に明記されていないが、減免を受けようとする場合には毎年度の減免申請が必要であると解釈されている。 同条に記述のある、天災や貧困によって一時的に担税力を喪失した者については、当該事情を克服することで担税力を回復できるため、当該年度における担税力の有無を確認するために毎年度の減免申請が必要であることも理解できる。 しかし、軽自動車税の減免を受けられる程度の身体障害者は、これが劇的に改善される可能性は著しく低く、毎年度、障害の程度を確認する必要性があるとは思えない。 しかも、軽自動車税の税率は決して高額であるとは言えない(税率1,000円～7,200円)ため、減免申請に来庁する身体的負担と比較した結果、減免を受けるとを断念される方もおられる。そこで華加市においては、身体障害者あるいは身体障害者と生計を一にする者が使用する軽自動車に課税される軽自動車税について、当初の1回のみ減免申請を行えば翌年度以降も減免を継続できるものとした。	埼玉県華加市	みんなが納得・納税推進(軽自動車税減免)	総務省	

省庁名	管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	プロジェクト管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	提案理由	提案主体名	プロジェクトの名称	制度の所管・関係官庁
総務省	0430250	無線局の識別信号(呼出呼称)が一つ定められていることとの緩和	電波法第14条第19条	無線局の識別信号は、免許を付与する際に、無線局を識別するために、無線局ごとに総務大臣が指定する。	D-1		無線局の識別信号(呼出名称)は、その無線局を他の無線局から識別するために付与するものであり、複数の呼出名称の付与は、通信相手(受信者)にその無線局の特定に混乱を生じさせることから一般的には一つの呼出名称を指し示す、といった伝達したい内容を付け加えることなど、運用方法を工夫することにより、問題なく運用できるものと考えている。しかしながら、防災情報と一般行政情報とを区分して受信者に明確に伝達するために、2つの呼出名称の付与が必要と考えられるならば、それも可能である。	1062	10621010	無線局の識別信号(呼出呼称)が一つ定められていることとの緩和	無線局の識別信号(呼出呼称)を、一免許に対し、複数設定する。	防災行政無線局について、放送内容に応じ、防災放送用の識別信号(呼出呼称)と一般行政放送用の識別信号(呼出呼称)を併用するもの。	現在、識別信号は1種類であり、一般行政放送と災害等非常事態に関する放送とを、放送の冒頭で差別化し強調して放送することができない。その結果、市民の混乱につながっている状況がある。しかし、防災行政無線は市民への有効な情報伝達手段であることから、今後は、防災情報に加え、一般行政放送にもより広く利用していきたいと考えている。このことで、市民の混乱がより多くなることが予想されるため、放送内容に併せて識別信号を使い分けられるようにするもの。	神奈川東通子市	防災行政無線の多目的利用計画	総務省
総務省	0430260	コミュニティFM放送局による出力上限基準の緩和	放送用周波数使用計画(昭和63年郵政省告示第661号)第1条第10	空中線電力は、原則として20W以下で必要最小限のものとする。	C		コミュニティ放送は、「商業、業務、行政等の機能の集積した区域、スポーツ、レクリエーション、教養文化活動等の活動に資するための施設の整備された区域等。コミュニティ放送の特性が十分に発揮されることが見込まれる区域において、その普及を図ることを目的とするものであり、コミュニティ放送局は、一般の放送局と異なり、各市区町村において当該地域に密着したきめ細かな情報の提供を促進する観点から制度化された小規模な放送局である。コミュニティ放送局は、使用周波数が限定されるとともに、空中線電力についても放送区域の広域にかかわらず一律の上限(20W)が定められ、放送区域が一の市区町村(特別区を含み、地方自治法第252条の1)に規定する指定都市にあっては区の一部の区域に限定される代わりに、一般の放送局において必要となる総処理、比較審査等の手続を経ることなく、簡易かつ迅速な手続き(先主主義)で開局が可能としているものである。また、災害時にコミュニティ放送局が本来想定する放送の主な内容とは異なるが、災害情報等の住民への周知・広報については、コミュニティ放送の地にも、地域放送を含む各種の放送や防災行政無線等、多様なメディアの活用が可能であり、更に災害時の実際のニーズに応じて、災害対策の放送を行う臨時目的放送局を迅速に開設することも可能である。	1072	10721010	コミュニティFM放送局による出力上限基準の緩和	コミュニティFM放送局の出力上限である20Wを規制緩和することにより、市内全域においての受信が可能となるレベルまでの出力増強を図る。	出力増強を実現することにより、コミュニティFM放送局において受信エリアを拡大した地域コミュニティ放送事業の実施	現行法における出力上限(20W)では、受信エリアが市内の一部に限られることから、出力増強により市町村合併後の拡大した地域におけるより広範なエリアを対象とする放送サービスの展開を図るため	新潟県柏崎市	「柏崎市安心・安全まちづくり計画」特区構想	総務省
総務省	0430270	コミュニティ放送の空中線電力(出力)の上限基準の緩和	放送用周波数使用計画(昭和63年郵政省告示第661号)第1条第10	空中線電力は、原則として20W以下で必要最小限のものとする。	C		コミュニティ放送は、「商業、業務、行政等の機能の集積した区域、スポーツ、レクリエーション、教養文化活動等の活動に資するための施設が整備された区域等。コミュニティ放送の特性が十分に発揮されることが見込まれる区域において、その普及を図ることを目的とするものであり、コミュニティ放送局は、一般の放送局と異なり、各市区町村において当該地域に密着したきめ細かな情報の提供を促進する観点から制度化された小規模な放送局である。コミュニティ放送局は、使用周波数が限定されるとともに、空中線電力についても放送区域の広域にかかわらず一律の上限(20W)が定められ、放送区域が一の市区町村(特別区を含み、地方自治法第252条の1)に規定する指定都市にあっては区の一部の区域に限定される代わりに、一般の放送局において必要となる総処理、比較審査等の手続を経ることなく、簡易かつ迅速な手続き(先主主義)で開局が可能としているものである。また、災害時にコミュニティ放送局が本来想定する放送の主な内容とは異なるが、災害情報等の住民への周知・広報については、コミュニティ放送の地にも、地域放送を含む各種の放送や防災行政無線等、多様なメディアの活用が可能であり、更に災害時の実際のニーズに応じて、災害対策の放送を行う臨時目的放送局を迅速に開設することも可能である。	1189	11891010	コミュニティ放送の空中線電力(出力)の上限基準の緩和	コミュニティ放送の出力規制を緩和することによる災害時に市民へきめ細かな生活情報等を伝えるなどして、防災体制の強化を図ります。	災害時に小樽全域の市民を対象に、安否確認から電気、ガス、水道などのライフラインや避難所の情報、学校・授業の再開状況、録音やコンパウンドリーなどの生活情報をきめ細かく放送することが、二次災害を未然に防ぐことに繋がります。このように緊急時に防災無線と相互に補充してのコミュニティ放送の役割は、今後ますます重要となります。小樽の地形から理由から、現在の20Wでは難聴地域(銭函・桂岡・塩谷・忍路・蘭島)が存在する状況にありますので、20Wを50Wへ出力を上げることにより、難聴地域を解消し、住民の安全・安心な地域防災体制の確立に貢献するものです。	新潟県中越地震や昨年9月の台風18号において、コミュニティ放送は災害緊急放送をはじめ、被災者はもとより市民の生活のための重要な情報を迅速に伝えるライフラインとして大に機能しました。災害の発生直後は、停電によりテレビが視聴できず、携帯電話も通じにくい中において、最新情報はラジオでしか得られなかった方も多く、災害に強いラジオ、といえます。特に小樽では、山坂が多いことや行政区域が細長い地形上のもことから、難聴地域(銭函・桂岡・塩谷・忍路・蘭島)が存在する状況にありますので、20Wを50Wへ出力を上げることにより、難聴地域を解消し、住民の安全・安心な地域防災体制の確立に貢献するものです。	株式会社エフエム小樽放送局	コミュニティ放送防災特区	総務省
総務省	0430280	コミュニティ放送の空中線電力(出力)の上限基準の緩和	放送用周波数使用計画(昭和63年郵政省告示第661号)第1条第10	空中線電力は、原則として20W以下で必要最小限のものとする。	C		コミュニティ放送は、「商業、業務、行政等の機能の集積した区域、スポーツ、レクリエーション、教養文化活動等の活動に資するための施設が整備された区域等。コミュニティ放送の特性が十分に発揮されることが見込まれる区域において、その普及を図ることを目的とするものであり、コミュニティ放送局は、一般の放送局と異なり、各市区町村において当該地域に密着したきめ細かな情報の提供を促進する観点から制度化された小規模な放送局である。コミュニティ放送局は、使用周波数が限定されるとともに、空中線電力についても放送区域の広域にかかわらず一律の上限(20W)が定められ、放送区域が一の市区町村(特別区を含み、地方自治法第252条の1)に規定する指定都市にあっては区の一部の区域に限定される代わりに、一般の放送局において必要となる総処理、比較審査等の手続を経ることなく、簡易かつ迅速な手続き(先主主義)で開局が可能としているものである。また、災害時にコミュニティ放送局が本来想定する放送の主な内容とは異なるが、災害情報等の住民への周知・広報については、コミュニティ放送の地にも、地域放送を含む各種の放送や防災行政無線等、多様なメディアの活用が可能であり、更に災害時の実際のニーズに応じて、災害対策の放送を行う臨時目的放送局を迅速に開設することも可能である。	1209	12091010	コミュニティ放送の空中線電力(出力)の上限基準の緩和	コミュニティ放送の空中線電力(出力)の上限20Wを緩和し、50Wにする。	防災・災害情報を住民にいちに迅速、的確に提供する大きな課題である。本市は海に面し、地震確率が高い地域とされ、難波、河川があり、地震、津波、水害などの災害がいつ発生してもおそれない地域である。そのため、本市では防災・災害対策を重視しているが、一番重要で住民に対する防災・災害情報提供にしているのは、防災無線、広報車等様々な手段がある中、その一つとして地域に密着し迅速な情報提供が可能なコミュニティ放送の活用を非常に有効と考えている。現在でも災害・行政情報の提供などには行っているが、聴取範囲が市内平野部に限られている。難波を抱え、11月には周辺3町と合併することになり、今後はより広範囲な情報提供が必要となる。そこで、コミュニティ放送の出力上限を50Wに緩和すれば、難波及び新市の平野部全域をカバーすることができ、災害時に必要となるコミュニティFM局と連携強化、情報提供のシステム化、市の災害対策本部から直接緊急放送の実施、国・県機関をも巻き込んだコミュニティ放送による総合的な災害情報提供などの事業が可能になる。	前回の最終回答に対して、急激な地質的、社会的変化は具体的何を指すのか不明確以下が地質的、社会的変化と考える。災害が多発する中で、災害時の情報提供におけるコミュニティ放送の役割、有効性が実証され、社会的な認知を契機としている。本市における1市3町の合併による行政区域の拡大・国の調査により本市を縦断している市内平野部難波帯における地震予測、地震規模、発生確率が全国でも高いことが判明(地質的状況変化)。コミュニティ放送は市町村全域を対象とするものでない。機能の集積や施設の整備状況を勘案して地区町村の一部を放送対象地域とするとのことであるが、明確な基準ではなく広い解釈も可能であり、広い区域を想定していただき出力アップをお願いしたい。上記社会的変化や地域性を考慮して検討、解釈していただき、一定の条件を付したとしても、まずは試験的に特区として実現が可能ではないかと考える。	酒田市、酒田エムエム放送局	地域防災情報提供特区	総務省
総務省	0430290	簡易郵便局の行政コンピニ化	地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律第2条第1項	地方公共団体は、日本郵政公社との協議(規約の制定・議会の議決必要)により規約を定め、次に掲げる事務を郵便局において取り扱わせることができる。戸籍の謄本、抄本等 納税証明書 外国人登録原票の写し及び外国人登録原票記載事項証明書 住民票の写し及び住民票記載事項証明書 戸籍の附票の写し 印鑑登録証明書 交付の請求の受付及び写し・証明書の交付事務(本人請求に係るもの)	C	D-1	「地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律」(以下「郵政官署法」とい)に列挙する各種証明書の交付事務は、住民の個人情報に関わり、プライバシーの保護、人権への配慮等の観点から、特に慎重かつ適正な事務処理が求められることから、当該交付事務の公証行為自体は、地方公共団体の責任に帰し、郵便局の窓口では、事実行為のみを行うこととしている。簡易郵便局は、「日本郵政公社法」第2条第1項第3号より「郵政窓口事務の委託に関する法律」に基づき、日本郵政公社が郵便局の窓口で取り扱う事務(以下「郵政窓口業務」とい)を行うことにつき、個人等と日本郵政公社との間で委託契約を締結することにより郵政窓口業務の一部を行うものであるが、その職員は、地方公共団体と同等の服務規律(守秘義務など)が課せられている国家公務員ではないことから、郵政官署法に列挙する各種証明書の交付事務を行うことは認められない。c:特区としての対応不可しかし、日本郵政公社と委託契約を締結している個人等が所有する施設の一部を借用し、そこに機器のみを設置して地方公共団体職員あるいは臨時職員が1週間のうち日時を決めてそこへ向かい、交付事務を執行することは、地方公共団体の自らの事務を執行することとなり、現行規定により対応可能と思われる。ただし、その場合も各種証明書の交付事務を行うに当たり、情報漏洩防止等の個人情報保護のために必要な措置を十分に講ずることが必要。D-1:現行の規定により対応可能	1030	10301010	簡易郵便局の行政コンピニ化	「地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律」(以下「郵政官署法」とい)に列挙する各種証明書の交付事務は、住民の個人情報に関わり、プライバシーの保護、人権への配慮等の観点から、特に慎重かつ適正な事務処理が求められることから、当該交付事務の公証行為自体は、地方公共団体の責任に帰し、郵便局の窓口では、事実行為のみを行うこととしている。簡易郵便局は、「日本郵政公社法」第2条第1項第3号より「郵政窓口業務の委託に関する法律」に基づき、日本郵政公社が郵便局の窓口で取り扱う事務(以下「郵政窓口業務」とい)を行うことにつき、個人等と日本郵政公社との間で委託契約を締結することにより郵政窓口業務の一部を行うものであるが、その職員は、地方公共団体と同等の服務規律(守秘義務など)が課せられている国家公務員ではないことから、郵政官署法に列挙する各種証明書の交付事務を行うことは認められない。c:特区としての対応不可しかし、日本郵政公社と委託契約を締結している個人等が所有する施設の一部を借用し、そこに機器のみを設置して地方公共団体職員あるいは臨時職員が1週間のうち日時を決めてそこへ向かい、交付事務を執行することは、地方公共団体の自らの事務を執行することとなり、現行規定により対応可能と思われる。ただし、その場合も各種証明書の交付事務を行うに当たり、情報漏洩防止等の個人情報保護のために必要な措置を十分に講ずることが必要。D-1:現行の規定により対応可能	簡易郵便局において「住民票の写し等」を交付できるようにすることにより、現在市役所支所まで往復2時間近く(費用は、本行までとなる)と時間・上時間がかかることが大きく軽減でき、遠路地域における高齢者の負担を減らし、行政サービスの平等性ならびに向上を目指すものである。	簡易郵便局は、日本郵政公社の委託を受けた者が郵便事業を行っているところであり、日本郵政公社ではないため市町村が「住民票の写し等」の交付事務を委託することができない。	滋賀県高島市	簡易郵便局の行政コンピニ化構想	総務省
総務省	0430300	郵政官署法で取り扱う市の事務範囲の拡大	日本郵政公社法第19条第2項第16号	1 地方公共団体は、日本郵政公社との協議(規約の制定・議会の議決必要)により規約を定め、次に掲げる事務を郵便局において取り扱わせることができる。戸籍の謄本、抄本等 納税証明書 外国人登録原票の写し及び外国人登録原票記載事項証明書 住民票の写し及び住民票記載事項証明書 戸籍の附票の写し 印鑑登録証明書 交付の請求の受付及び写し・証明書の交付事務(本人請求に係るもの) 2 日本郵政公社は、上記により取り扱う地方公共団体の事務その他委託を受けた地方公共団体の事務を取り扱う	C		「地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律」に列挙する各種証明書の交付事務は、住民の個人情報に関わり、プライバシーの保護、人権への配慮等の観点から、特に慎重かつ適正な事務処理が求められることから、当該交付事務の公証行為自体は、地方公共団体の責任に帰し、郵便局の窓口では、事実行為のみを行うこととしている。一方、多治見市が郵便局に委託したいとしている57事務のうち、第6次提案までの回答で「現行の規定により対応可能(D-1)とした29事務を除く(28事務)についても、住民の個人情報に関わり、プライバシーの保護、人権への配慮等の観点から、特に慎重かつ適正な事務処理が求められるものであるが、相談に対する対応や、質問により請求者等の実情を把握した上で判断、場合によっては他の窓口に取り次ぎなど事実行為にとどまらない場合があり、特区として対応することはできない。c:特区として対応不可	1233	12331010	郵政官署法で取り扱う市の事務範囲の拡大	人口106,000人、面積77.95平方キロメートルの本市は、市内に10箇所のサービスセンター(地区事務所)を設置し、61事務を取り扱い、平成16年度では年間12万件の利用があった。しかしながら、効率性の行政運営の観点から整理統合が必要となりサービスを低下させない方策として特定郵便局への委託を検討しているが、構造改革特区(第2次提案)に応募したが、指定を受けられずに返っていた。第2次提案案において指摘された意見より戸籍簿の管理、死産届の受付、埋火葬許可証の交付を特区対象事務から外すこととし、第4次提案案において国民健康保険証の作成交付を外すなど検討を重ねている。本市が取り扱う61事務のうち前述の4事務を除く57事務のうち、郵政官署法で取り扱える事務及び郵政官署法以外でも取り扱える事務を除く、28事務(特記事項)について構造改革特区により事務の範囲を拡大し地区事務所事務を特定郵便局に委託できるようにすることで行政機関の合理化を図る。	平成13年に成立した「地方公共団体の特定の事務の郵政官署法」により日本郵政公社ではない簡易郵便局においては、「住民票の写し等」の交付を市町村が委託することができない。この規制を撤廃することにより、簡易郵便局においても「住民票の写し等」の交付を委託可能にする。	住民サービスの向上と行政機関の合理化を目的とする郵政官署法が成立し、地区事務所、地区サービスセンター等が十分に整備されていない市町村においては住民サービスについて格段の向上が図られるようになった。しかしながら、本市のように郵便局と同じように細かく地区事務所を設置している市町村においては、住民サービスの向上と行政機関の合理化という両面の実現を目的とした郵政官署法の趣旨が生かされない状況にある。そこで、郵政官署法の規制を緩和することで、取引量の少ない地区事務所と特定郵便局が支えあえる仕組みを実現し合理化を図るものである。	岐阜県多治見市	郵政官署による市町村事務委託特区	総務省

省庁名	管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	プロジェクト管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	提案理由	提案主体名	プロジェクトの名称	制度の所管・関係官庁
総務省	0430310	被災地における緊急消防援助隊(訓練時を含む)に限り、「移動タンク貯蔵所(タンクローリー)から車両にガソリンを直接給油することを認める。	消防法第10条第3項	危険物の貯蔵・取扱については、危険物の規制に関する政令において定める技術上の基準に従って行われなければならない。	C	大規模災害発生時における災害活動の緊急消防援助隊に係る規制緩和の要望であるが、現実的に大規模災害発生場所を事前に特定することは不可能であり、また、緊急消防援助隊の活動自体が都道府県及び市町村を越えた広域的な災害活動を想定しているため、地域を限定しての特例措置を講じることは適当でない。 なお、ガソリンは引火点が非常に低く(-40以下)、引火危険性が非常に高いものである。ガソリンを移動タンク貯蔵所から車両に直接給油した場合、多量の可燃性蒸気が発生し、静電気等により容易に引火する可能性が非常に高く、出火した際の被害も大きなものとなるため、これを認めることはできない。	1120	11201010	被災地における緊急消防援助隊(訓練時を含む)に限り、「移動タンク貯蔵所(タンクローリー)から車両にガソリンを直接給油することを認める。	現在の消防法では禁止されている「移動タンク貯蔵所(タンクローリー)から車両にガソリンを直接給油することを、被災地における緊急消防援助隊(訓練時を含む)に限り認めていただきたい。	現在の消防法では禁止されている「移動タンク貯蔵所(タンクローリー)から車両にガソリンを直接給油することを、被災地における緊急消防援助隊(訓練時を含む)に限り認めていただきたい。	現在被災地の給油取扱所(ガソリンスタンド)には、限られた量の燃料しかなく、停電等で供給能力も低下している。いかに緊急援助のためとはいえ、被災地の住民が生活に必要な燃料を入手しようと並んでいる給油取扱所の長蛇の列に、何十台もの緊急車両が加わることは心苦しい限りである。しかも、給油取扱所まで往復し給油の順番を待つ時間は、一刻を争う救命救助活動の大きな妨げとなっている。 ましてや、被災地の給油取扱所が重大な損傷を受けていれば、給油は不可能であり、援助隊は宝の持ち腐れとならぬまい。 このことから、被災地住民の生活を優先し、かつ円滑な緊急援助活動を実施できるように、「移動タンク貯蔵所(タンクローリー)から車両にガソリンを直接給油することを、被災地における緊急消防援助隊(訓練時を含む)に限り認めていただくよう、規制の改革を提案するものである。 なお、早加市においては、消防職員のうち75人が危険物取扱者資格を保有しており、また、援助隊は消防車・救急車を中心に編成され、隊員は各自治体の消防職員である。従って、河原や公園・学校の校庭などを移動タンク貯蔵所の設置場所とし、給油作業は危険物取扱者資格を有する者のみが行うことで、安全を確保できるものとする。	埼玉県早加市	「燃料自給型」緊急消防援助隊	総務省	
総務省	0430320	第1種事業所における防災資機材備付基準の緩和	石油コンビナート等災害防止法第16条第4項 石油コンビナート等災害防止法第16条第1項	石油の貯蔵・取扱量が1万kl以上の第1種事業所で、事業所の敷地の全部若しくは一部が海域に接するもの、又は係留施設を使用して石油を取り扱ふものは、オイルフェンス及びオイルフェンス展張船を備えなければならない。	C	石油等が海上に流出した場合は、海洋汚染等の環境問題を始め、沿岸地域の住民及び事業者の身体的かつ経済的な被害等が発生するため、社会に与える影響が非常に大きい。従って、オイルフェンス及びオイルフェンス展張船の設置については、防油堤や流出油等防止堤により石油等の流出を一次的に防止する措置を講じた上で、なおかつ海上に流出してしまった事態に対応するためにも求めているものである。ゆえに、オイルフェンス及びオイルフェンス展張船は、屋外貯蔵タンクの位置や、流出油等防止堤の設置に関わらず法令上必要な防災資機材であり、本提案については認められない。なお、危険物貯蔵タンク、防油堤及び流出油等防止堤の全てが決壊した漏油に対する工のうえによる流出防止措置や、排水系系への漏油に対し含油排水処理装置を経由させる等の措置を行うことは、事業所の防災活動として当然の行為であり、オイルフェンス及びオイルフェンス展張船設置の代替措置とはならない。	1150	11501010	第1種事業所における防災資機材備付基準の緩和	海域に接する第1種事業所(石油貯蔵取扱量1万kl以上)のうち、係留施設をもち、かつ海域から十分離れた場所に流出油等防止堤を設置し、施設の配置上でも危険物が海上へ流出する恐れが無いと認められる事業所についてのオイルフェンスならびにオイルフェンス展張船備付義務の免除	海域への漏油の可能性が著しく低い第1種事業所におけるオイルフェンスおよびオイルフェンス展張船に要する費用の削減	石油貯蔵取扱量1万kl以上の第1種事業所については、事業所の一部が海域に接するだけでオイルフェンス等の設置を義務付けられており、総務省の見解でも石油貯蔵場所がいくら海域から離れていても、事業所が海域に接していれば海上漏洩のリスクは小さくないとのことである。しかし流出油等防止堤を海域から十分離れた場所に設置した場合、施設設置・石油貯蔵量・排水系統の状況によっては災害時における海上への油流出の可能性は限りなくゼロに近く出来るものと考えます。本提案は、そういった状況を踏まえた上でのオイルフェンスならびに同展張船設置義務の免除を求めるものであります。	関西電力株式会社堺港発電所	第1種事業所における防災資機材備付基準の緩和事業	総務省	
総務省	0430330	救急隊の編成基準の緩和	消防法施行令第44条第1項 消防法施行規則第50条	救急隊は、原則として救急自動車1台及び救急隊員3人以上をもって編成しなければならないが、転院搬送において当該医療機関の医師等が同乗する場合には、救急隊員を2人とする事ができる。	C	救急自動車1台に搭乗する救急隊員数を3人とする現行の基準は、救急現場における傷病者の搬送や救急救命処置等の救急業務の実態から最低限必要なものとして規定されており、住民の生命・身体に関わる規定であることから、遵守すべきものである。本提案は、住民の生活・身体を守るという救急の使命を考慮しておらず、認めることはできない。 なお、救急需要の増加への対策については、現在消防庁において有識者等による検討を行っているところであり、その中で結論を見出す方針である。 また、狭路道路等の対策として小型救急自動車を導入すること、救急隊員を2人にするなどは別問題である。	1158	11581010	消防法施行令第44条ただし書の総務省令で定める場合の範囲の拡大(消防法施行規則第50条の改正)	救急隊の編成人員は原則として3名、一定の条件下での転院搬送は2名と定められているが、転院搬送以外の場合であっても傷病者の緊急度・重症度に応じて、2名での運用を可能とするもの	現行、救急自動車1台と救急隊員3名で編成されている救急隊を、救急自動車1台と救急隊員2名及び軽自動車ベースの小型車1台と救急隊員2名のペア編成とし、救急自動車の導入が難しい道路狭路地域等への迅速な対応を可能にするとともに、傷病の程度が軽く、救急車内で高度な応急処置が不要場合は、救急自動車1台と救急隊員2名により医療機関へ搬送する等により、より効率的な救急業務を実施していこうとするものである。	救急自動車が入り込めない狭路道路等が多く存する地域性や、応急処置等の範囲の拡大・高度化の推進に伴い、救急隊と消防隊が連携活動を実施することにより、緊急度・重症度の高い傷病者に対し、一刻も早く(蘇生処理等の適正な応急処置を実施することにより、救命率の向上を図るとともに、限られた人的資源を緊急度に応じ、合理的に投入することにより、救急業務の効率化を図るため。	神奈川県横浜市	よこはま救急改革特区	総務省	
総務省	0430340	大分港大在コンテナターミナル施設における危険物の屋外での仮貯蔵に係る消防法上の規制の緩和	消防法第10条	指定数量以上の危険物の貯蔵・取扱いは、市町村長等の許可を受けた危険物施設で行うこととされている。ただし、所轄消防長等の承認を受けて10日以内の仮貯蔵・仮取扱を行う場合は、その限りでない。	D-1	仮貯蔵は極めて臨時的かつ短期間の危険物の貯蔵に関する特例的制度である。所轄消防長又は消防隊長が安全対策等の内容を助言し、総合的に承認すべきか否かを個別具体的に判断する制度となっている。	1202	12021010	大分港大在コンテナターミナル施設における危険物の屋外での仮貯蔵に係る消防法上の規制の緩和	大分港大在コンテナターミナル施設内において、危険物(二酸化炭素)のタンクコンテナを積載船への入港までの2-3日屋外で仮貯蔵する場合の消防法上の規制の緩和を求る。	大分港大在コンテナターミナル施設内での危険物の屋外での仮貯蔵の規制の緩和により、現在国内唯一の二酸化炭素製造メーカーの大分港から海外への製品輸出が増加するとともに、類似製品製造メーカーの大分港からの出荷貨物利用が促進され、県内メーカーや物流企業の活動の活性化による地域産業の振興が図られる。	危険物(二酸化炭素)保管に関する消防法上の規制は、現在の安全性を充たしたISOコンテナといわれるタンクコンテナを想定していないと思料される。また、大分港の仮貯蔵場所の保安距離の確保、関係者によるタンク内部の圧力・温度調査実証試験による安全性の確認、また、万一の火災発生時における海水による消化活動体制の整備など、当事業には万全の体制が確保されている。従って、消防法上の規制の緩和ができれば、多大な経費を必要とする貯蔵施設の建設によるメーカーの競争力の低下を招き、大分港利用貨物が減少し、地域経済の発展に深刻なダメージを与える。	大分県	大分港大在コンテナターミナル物流活性化構想	総務省	
総務省	0430350	滞在型農園付住宅(クラインガルテン)・農家民宿などの許認可条件の緩和措置	消防法第17条第1項	消防用設備等については、消防法第17条に基づき、消防法施行令第6条及び別表第一に規定する防火対象物ごとに設置し、維持しなければならないこととされている。	C	滞在型農園付住宅(クラインガルテン)・農家民宿の「許認可」については当庁では対応不可。 消防用設備等については、農家民宿に関しては既に「農家民宿に対する消防用設備等の技術上の基準の特例の適用について」(平成16年12月10日付け消防予第234号)にて、特区において講じられた規制の特例措置を全国において適用することとされている。この措置以上の特例措置の緩和は困難。	1223	12231060	滞在型農園付住宅(クラインガルテン)・農家民宿などの許認可条件の緩和措置	火災報知機など消防設備の適用除外	耕作放棄農地や空きとなった農家を有効利用し地域農家の自立支援を図る	中山間地農家の自主自立を図る為に今残っている農家のやる気を起こさせるが、新たな人を外部から入れその地域の魅力を再認識する仕掛けなどが必要です。自分の故郷の素晴らしさを認識する仕掛けです。	(有)ジェイ・ウィングファーム (有)フレストファーム N.P.O法人 TIES 21 えいむ	林畜耕連携協働農業による未活用バリエイタブル資源の活用と「東温ブランド」構築 東温農業産業再生プロジェクト	総務省	
総務省	0430360	コンビナートの危険物製造所等の「警報設備」の設置基準の緩和	危険物の規制に関する政令第21条	危険物の指定数量の倍数が10以上の製造所等(移動タンク貯蔵所を除く)のうち屋外貯蔵タンクでは、次に掲げる警報設備のうち一種類以上設ける必要がある。 1. 消防機関に報知できる電話 2. 非常ベル装置 3. 拡声装置 4. 警鐘	C	火災が発生した際、事業所内への周知及び消防機関への迅速な通報が、屋外タンク貯蔵所の被害拡大を抑えるために必要である。 無線機を所有している従業員同士でしか連絡ができず、非常ベル等を用いる場合に比べて事業所全体への発災の周知が遅れる。また、消防機関へ直接的な通報ができない。 よって、無線機をもって警報設備とすることはできない。	1248	12481010	コンビナートの危険物製造所等の「警報設備」の設置基準の緩和	消防法のうち「危険物の規制に関する政令」で規定する「警報設備」の設置基準を、「無線機」の配備状況に応じて緩和する。	消防法の規定により、危険物の指定数量の倍数が10倍以上の製造所等(移動タンク貯蔵所を除く)のうち屋外貯蔵タンクでは、次の何れかの警報設備を設置する必要がある。(タンク1基につき下記のいずれか1つ以上) 1. 消防機関に報知できる電話 2. 非常ベル装置 3. 拡声装置 4. 警鐘 現状、多くの石油コンビナート事業所においては、消防法で規定する警報設備以外に、迅速且つ正確な連絡のために、現場で業務する従業員に無線機を常時携帯させ、計器室との連絡に使用している。これらを踏まえ、コンビナートの屋外タンク貯蔵所に関しては、無線機の配備状況に応じて「危険物の規制に関する政令」で規定する「警報設備」の設置数を削減する。	コンビナートの現場業務従業員は、常時、人のいる計器室(24時間対応)と連絡できる「無線機」を携帯しており、非常時の場合には、固定式の警報設備を使用するとともに、「無線機」での計器室への通報も行っている。また、危険物の屋外タンク貯蔵所では大型のものになると径が数メートルあり、固定の警報設備に行き着くまでかなりの時間を要することとなる。 さらに、既存の警報設備に関しては、老朽化に伴い維持管理費が年々増加している。 以上により、次の要件を満たす無線機を配備する屋外タンク貯蔵所においては、無線機の配備状況に応じて「危険物の規制に関する政令」で規定する「警報設備」の設置数を削減し、現場の安全体制の実情に応じた運用を図ることを提案する。 1. 防備構造とし、危険物漏洩時等に着火源とならない構造であること。 2. 計器等に影響を及ぼさないものであること。	千葉県	京葉臨海コンビナート活性化特区	総務省	

省庁名	管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	プロジェクト管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	提案理由	提案主体名	プロジェクトの名称	制度の所管・関係官庁
総務省	0430370	合掌造り劇場における誘導灯に関する基準の特例適用	消防法第17条第1項、消防法施行令第26条第1号	消防用設備等については、消防法第17条に基づき、消防法施行令第4条及び別表第一に規定する防火対象物ごとに設置し、維持しなければならないこととされている。	A-1		合掌造り劇場における誘導灯に関する基準の特例適用については、火災発生危険性等を考慮し適用できる防火対象物に要件を満たすとともに、代替措置が講じられることにより、現行制度と同等の安全性が確保される場合には、現地の消防機関が柔軟に対応できるよう、その判断の際に参考となる考え方を通知により示すものとする。	1251	12511010	合掌造り劇場における誘導灯に関する基準の特例適用	合掌造りを活かした芸術性の高い劇場においては、芸術性を損なう誘導灯及び誘導標識の設置及び維持に係る規定を適用しない。 (要件) 1、小規模建築物であり、客席は1階のみで150m以下である。 2、避難口が2以上あり、容易に避難・救助が可能な構造である。 3、屋外に避難した観客を安全に誘導・待機できる場所が確保される。	誘導灯に代えて一定の安全措置を講ずることにより、利賀の舞台芸術空間のもつ芸術性をさらに高め、国内外に向け、舞台芸術の聖地利質をアピールし、より質の高い劇場を芸術家と観客に提供し、世界一流の舞台芸術による国際文化交流を推進する。	利賀芸術公園における合掌造りの舞台芸術空間においては、舞台芸術のみならず、劇場そのものも芸術である。 その舞台芸術空間において入場時から観客の視界に入る誘導灯は、作品を鑑賞する観客だけでなく、作品を創造し披露する舞台芸術家たちにも違和感を与え、芸術性の高い劇場にはそぐわない、という声が多い。また、伝統的合掌造りを活かした劇場は、一般的な多目的ホール等とは違い、小規模な建築物であり、客席は1階のみである。また、客席から避難可能な単純な構造である。 このことから、安全性を損なうことなく芸術性も損なわない誘導灯の代替措置をぜひ認めてもらいたい。	富山県、南砺市	舞台芸術特区TOGA	総務省
総務省	0430380	選挙人名簿の抄本の閲覧制限	公職選挙法第29条第2項	市町村の選挙管理委員会は、選挙人名簿の抄本を閲覧に供することとしている。	D-1		現行法の規定によっても、選挙人名簿の抄本の閲覧が認められる場合は、選挙人が自己又は特定の者につき登録の有無を確認する場合、候補者等が選挙運動又は政治活動を行うために閲覧する場合、公共目的の世論調査のために閲覧する場合、としており、営利目的や不当な目的による選挙人名簿の抄本の閲覧は拒否できるものである。 閲覧に関して要綱等を策定している団体は約70%あり、各団体において当該要綱等に基づいて対応しているところである。 なお、選挙人名簿の抄本の閲覧制度については、現在「住民基本台帳の閲覧制度等」のあり方に関する検討会において検討が行われ、本年秋を目途に最終報告がされる予定となっており、総務省としては、本検討会における議論も踏まえてそのあり方につき検討を進めることとしている。	1063	10631010	選挙人名簿の抄本の閲覧制限	商業主義による個人情報の収集・乱用防止のため、公職選挙法第29条第2項を改正し、選挙人名簿の抄本の閲覧に制限を設ける。	公職選挙法第29条第2項に規定する選挙人名簿の抄本の閲覧の目的、閲覧の範囲及び閲覧申請者を更に厳しく特定する。	住民基本台帳の大量閲覧によって、個人情報が高額に乱用され、犯罪にも利用されている状況下、住民基本台帳と同様に閲覧できる事となっている選挙人名簿の抄本の閲覧を規制し、行政が率先して個人情報流出を防止する。	神奈川県鎌倉市	選挙人名簿の抄本の閲覧制限	総務省
総務省	0430390	最高裁判所裁判官国民審査の期日前・不在者投票の期間の緩和	最高裁判所裁判官国民審査法第26条、最高裁判所裁判官国民審査法施行令第14条	最高裁判所裁判官国民審査において期日前投票及び不在者投票ができる期間は、審査の期日前7日から審査の期日の前日までとされている。	C		最高裁判所裁判官国民審査について、衆議院議員総選挙の投票期間と同様の審査期間を確保するためには、国民審査の投票用紙の調製及び送致に日数を要することから、国民審査の期日の告示を早める必要があるが、衆議院議員総選挙の公示前に審査の期日を告示することは、衆議院議員総選挙の期日の公示に先立ってその期日を予告することとなるものであり、提案の実施は困難である。 また、最高裁判所裁判官国民審査に係る期日前投票ができる期間を現行より長くすることについても、国民審査の投票用紙の調製及び送致に要する日数を勘案すると、その実施は困難である。	1109	11091010	最高裁判所裁判官国民審査の期日前・不在者投票の期間の緩和	最高裁判所裁判官国民審査の期日前・不在者投票の期間は、最高裁判所裁判官国民審査法第26条により「審査の期日前7日から」とされているが、これを「告示日の翌日から」とし、衆議院議員総選挙の期日前・不在者投票の期間と同期間とする。	最高裁判所裁判官国民審査の期日前・不在者投票を衆議院議員総選挙のその期間と同期間に実施する。	現在は、投票日の8日前までに衆議院議員総選挙の期日前・不在者投票を行った有権者が同時に国民審査の期日前・不在者投票を実施できる。有権者に二度手間を強いることになり、また、病院等の指定施設においても、国民審査の不在者投票ができるようになるまで投票用紙等の交付請求を待たなければならない。選挙制度については、これまで投票時間の延長や投票手続きの簡素化など、有権者の投票の権利を行使しやすく(制度が改善されており評価できるが、本国民審査についても国民が権利を行使しやすく(なるよう改善する。これにより、国民審査の期日前・不在者投票の期間が、衆議院議員総選挙の期日前・不在者投票の期間と同じとなるため、有権者や施設管理者等の利便性が図られるとともに、選挙事務も効率化することができる。	岐阜県岐阜市	最高裁判所裁判官国民審査と衆議院議員総選挙における期日前・不在者投票の同時実施特区	総務省
総務省	0430400	選挙権及び被選挙権年齢の引き下げ	公職選挙法第9条、第10条	日本国民たる年齢満20年以上の者で引き続き3箇月以上市町村の区域内に住所を有する者は、その属する地方公共団体の議員及び長の選挙権を有する。 日本国民は、下記のとおり、それぞれ当該議員又は長の被選挙権を有する。 ・ 都道府県の議会の議員については選挙権を有する者で年齢満25年以上のもの ・ 都道府県知事については年齢満30年以上の者 ・ 市町村の議会の議員についてはその選挙権を有する者で年齢満25年以上のもの ・ 市町村長については年齢満25年以上の者	C		選挙権年齢の問題は、民法上の成人年齢や刑法での取扱いなど法律体系全般との関連も十分に考慮しながら検討すべき事項であり、被選挙権年齢の問題は、その公職の内容や選挙権年齢とのバランスを考慮しながら検討されるべき問題である。 いずれにせよ、選挙権及び被選挙権年齢のあり方については、選挙の基本に関わる問題であるので、まずは国会の各党各会派で十分に議論がなされる必要がある(なお、国会において議員立法による法案が提出されたこともある)。	1116	11161010	選挙権年齢を「満二十年以上」から引き下げる	公職選挙法第9条を、次のいずれかの内容に改正する。 公職選挙法第9条二項を以下のように改正する。日本国民たる年齢満十六年以上の者で引き続き三箇月以上市町村の区域内に住所を有する者は、その属する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する。 公職選挙法第9条に以下の一項を追加する。 構造特区の認定を受けた地方公共団体は、第二項の年齢満二十年以上の規定に関わらず、選挙権の年齢要件を満二十歳以下であれば自由に定めることができる。	の場合は、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙において、投票できる年齢(選挙権年齢)を16歳に引き下げる。そうすることにより、全国で約604万人有権者が増え、政治の場に若者の意見を反映させることができ、世代間格差を是正し、政治意識を高めることができる。また、場合においては、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙において、各地方公共団体の判断で選挙権年齢を20歳未満に引き下げられるようにする。世代間格差の是正のみならず、地域の実情に合わせて選挙権年齢を定めることで、地域の独自性を活かしたまちづくりにつながる。	現状、年金・福祉・環境・国際協調などの課題において世代間格差を是正する必要がある。住民投票条例の投票年齢規定を「18歳以上」「15歳以上」などとする地方公共団体が増加(2003年6月現在29自治体) / 選挙権年齢を16歳以下としている国は149カ国(86%)で日本以外の主要先進国はすべて18歳以下。 理由：地域の実情に合わせて選挙権年齢を定めれば独自性を活かしたまちづくりが可能となる / 世代間格差の少ない持続可能な社会の構築に資する / 全国で選挙権年齢を16歳以上となると約313万人、16歳以上となると約604万人有権者が増える / 義務教育において地域や国が抱える課題について深める授業が定められている / 選挙は政治参加の基本的かつ効果的な方法であり民主主義の土台 / 選挙権年齢はこれまで民法上の成人年齢と連動して議論されてきたが戦前の選挙権年齢は満25歳。民法が制定されたのは1896年であり民法第3条の規定は選挙権年齢を直接定めたものではない	特定非営利活動法人Rights	選挙権・被選挙権年齢引き下げ特区	総務省
総務省	0430400	選挙権及び被選挙権年齢の引き下げ	公職選挙法第9条、第10条	日本国民たる年齢満20年以上の者で引き続き3箇月以上市町村の区域内に住所を有する者は、その属する地方公共団体の議員及び長の選挙権を有する。 日本国民は、下記のとおり、それぞれ当該議員又は長の被選挙権を有する。 ・ 都道府県の議会の議員については選挙権を有する者で年齢満25年以上のもの ・ 都道府県知事については年齢満30年以上の者 ・ 市町村の議会の議員についてはその選挙権を有する者で年齢満25年以上のもの ・ 市町村長については年齢満25年以上の者	C		選挙権年齢の問題は、民法上の成人年齢や刑法での取扱いなど法律体系全般との関連も十分に考慮しながら検討すべき事項であり、被選挙権年齢の問題は、その公職の内容や選挙権年齢とのバランスを考慮しながら検討されるべき問題である。 いずれにせよ、選挙権及び被選挙権年齢のあり方については、選挙の基本に関わる問題であるので、まずは国会の各党各会派で十分に議論がなされる必要がある(なお、国会において議員立法による法案が提出されたこともある)。	1116	11161020	選挙権年齢を「満二十年以上」から引き下げる	地方自治法第十八条を、次のいずれかの内容に改正する。 地方自治法第十八条を以下のように改正する。日本国民たる年齢満十六年以上の者で引き続き三箇月以上市町村の区域内に住所を有する者は、別に法律の定めるところにより、その属する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する。 地方自治法第十八条に以下の一項を追加する。 <二> 構造特区の認定を受けた地方公共団体は、前項の年齢満二十年以上の規定に関わらず、選挙権の年齢要件を満二十歳以下であれば自由に定めることができる。	の場合は、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙において、投票できる年齢(選挙権年齢)を16歳に引き下げる。そうすることにより、全国で約604万人有権者が増え、政治の場に若者の意見を反映させることができ、世代間格差を是正し、政治意識を高めることができる。また、場合においては、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙において、各地方公共団体の判断で選挙権年齢を20歳未満に引き下げられるようにする。世代間格差の是正のみならず、地域の実情に合わせて選挙権年齢を定めることで、地域の独自性を活かしたまちづくりにつながる。	現状、年金・福祉・環境・国際協調などの課題において世代間格差を是正する必要がある。住民投票条例の投票年齢規定を「18歳以上」「15歳以上」などとする地方公共団体が増加(2003年6月現在29自治体) / 選挙権年齢を16歳以下としている国は149カ国(86%)で日本以外の主要先進国はすべて18歳以下。 理由：地域の実情に合わせて選挙権年齢を定めれば独自性を活かしたまちづくりが可能となる / 世代間格差の少ない持続可能な社会の構築に資する / 全国で選挙権年齢を16歳以上となると約313万人、16歳以上となると約604万人有権者が増える / 義務教育において地域や国が抱える課題について深める授業が定められている / 選挙は政治参加の基本的かつ効果的な方法であり民主主義の土台 / 選挙権年齢はこれまで民法上の成人年齢と連動して議論されてきたが戦前の選挙権年齢は満25歳。民法が制定されたのは1896年であり民法第3条の規定は選挙権年齢を直接定めたものではない	特定非営利活動法人Rights	選挙権・被選挙権年齢引き下げ特区	総務省
総務省	0430400	選挙権及び被選挙権年齢の引き下げ	公職選挙法第9条、第10条	日本国民たる年齢満20年以上の者で引き続き3箇月以上市町村の区域内に住所を有する者は、その属する地方公共団体の議員及び長の選挙権を有する。 日本国民は、下記のとおり、それぞれ当該議員又は長の被選挙権を有する。 ・ 都道府県の議会の議員については選挙権を有する者で年齢満25年以上のもの ・ 都道府県知事については年齢満30年以上の者 ・ 市町村の議会の議員についてはその選挙権を有する者で年齢満25年以上のもの ・ 市町村長については年齢満25年以上の者	C		選挙権年齢の問題は、民法上の成人年齢や刑法での取扱いなど法律体系全般との関連も十分に考慮しながら検討すべき事項であり、被選挙権年齢の問題は、その公職の内容や選挙権年齢とのバランスを考慮しながら検討されるべき問題である。 いずれにせよ、選挙権及び被選挙権年齢のあり方については、選挙の基本に関わる問題であるので、まずは国会の各党各会派で十分に議論がなされる必要がある(なお、国会において議員立法による法案が提出されたこともある)。	1116	11161030	被選挙権年齢を「満二十年以上」に引き下げる	公職選挙法第十の三～六を以下のように改正する。 <三> 都道府県の議会の議員についてはその選挙権を有する者で、年齢満二十年以上の者 <四> 都道府県知事については年齢満二十歳以上の者 <五> 市町村の議会の議員についてはその選挙権を有する者で年齢満二十歳以上の者 <六> 市町村長については年齢満二十歳以上の者	地方公共団体の議会の議員及び長の選挙において立候補できる年齢(被選挙権年齢)を20歳に引き下げる。そうすることにより、20代を代表する若者が政治の場に意見を反映させる可能性がこれまで以上に高まり、世代間格差を是正し、政治意識を高めることができ、地方公共団体の活性化につながる。	少子高齢化が進んでいる昨今、今まで以上に政治の場に若者の意見を反映させることで、世代間格差を是正することが必要である。被選挙権年齢を20歳に引き下げることによって、議員もしくは長として直接的に政治に参加することが可能になり、若年世代の意見を政治に反映させられるようになる。また、たとえ候補としても当選しなくても議員や長になることはできないため、若年世代を選択するかどうかは厳密に民意に委ねられる。	特定非営利活動法人Rights	選挙権・被選挙権年齢引き下げ特区	総務省

省庁名	管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	プロジェクト管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	提案理由	提案主体名	プロジェクトの名称	制度の所管・関係官庁
総務省	0430400	選挙権及び被選挙権年齢の引き下げ	公職選挙法第9条、第10条	日本国民たる年齢満20年以上の者で引き続き3箇月以上市町村の区域内に住所を有する者は、その属する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する。 日本国民は、下記のとおり、それぞれ当該議員又は長の被選挙権を有する。 ・ 都道府県の議会の議員については選挙権を有する者で年齢満25年以上のもの ・ 都道府県知事については年齢満30年以上の者 ・ 市町村の議会の議員についてはその選挙権を有する者で年齢満25年以上のもの ・ 市町村長については年齢満25年以上の者	C		選挙権年齢の問題は、民法上の成人年齢や刑法での取扱いなど法律体系全般との関連も十分に考慮しながら検討すべき事柄であり、被選挙権年齢の問題は、その公職の内容や選挙権年齢とのバランスを考慮しながら検討されるべき問題である。 いづれにせよ、選挙権及び被選挙権年齢のあり方については、選挙の基本に関わる問題であるので、まずは国会の各党各会派で十分に議論がなされる必要がある(なお、国会において議員立法による法案が提出されたこともある)。	1116	11161040	被選挙権年齢を「満二十年以上」に引き下げる	地方自治法第十九条を以下のように改正する。 普通地方公共団体の議会の議員の選挙権を有する者で年齢満二十年以上のものは、別に法律の定めるところにより、普通地方公共団体の議会の議員の被選挙権を有する。 <二>日本国民で年齢満二十年以上の者は、別に法律の定めるところにより、都道府県知事の被選挙権を有する。 <三>日本国民で年齢満二十年以上の者は、別に法律の定めるところにより、市町村長の被選挙権を有する。	地方公共団体の議会の議員及び長の選挙において立候補できる年齢(被選挙権年齢)を20歳に引き下げる。そうすることにより、20代を代表する若者が政治の場に意見を反映させる可能性がこれまで以上に高まり、世代間格差を是正し、政治意識を高めることができ、地方公共団体の活性化につながる。	少子高齢化が進展している昨今、今まで以上に政治の場に若者の意見を反映させることで、世代間格差を是正することが必要である。被選挙権年齢を20歳に引き下げることによって、議員もしくは長として直接的に政治に参加することが可能になり、若年世代の意見を政治に反映させられるようになる。また、たとえ立候補しても当選しなくても議員や長になることはできないため、若年世代を選択するかどうかは厳密に民意に委ねられる。	特定非営利活動法人 Rights	選挙権・被選挙権年齢引き下げ特区	総務省
総務省	0430400	選挙権及び被選挙権年齢の引き下げ	公職選挙法第9条、第10条	日本国民たる年齢満20年以上の者で引き続き3箇月以上市町村の区域内に住所を有する者は、その属する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する。 日本国民は、下記のとおり、それぞれ当該議員又は長の被選挙権を有する。 ・ 都道府県の議会の議員については年齢満25年以上のもの ・ 都道府県知事については年齢満30年以上の者 ・ 市町村の議会の議員についてはその選挙権を有する者で年齢満25年以上のもの ・ 市町村長については年齢満25年以上の者	C		選挙権年齢の問題は、民法上の成人年齢や刑法での取扱いなど法律体系全般との関連も十分に考慮しながら検討すべき事柄であり、被選挙権年齢の問題は、その公職の内容や選挙権年齢とのバランスを考慮しながら検討されるべき問題である。 いづれにせよ、選挙権及び被選挙権年齢のあり方については、選挙の基本に関わる問題であるので、まずは国会の各党各会派で十分に議論がなされる必要がある(なお、国会において議員立法による法案が提出されたこともある)。	1166	11661010	満18歳以上の市民への地方参政権付与	満18歳以上の市民の市政参加の道を拓くため、地方参政権を付与する	若年世代の政治参加を促す。これにより、過疎・少子高齢問題を抱える本市において、有権者人口の世代間の偏在を解消するとともに、市政に、地域の主要な担い手である若年世代の意見を反映させる。	選挙権年齢の問題については、民法上の成人年齢や刑法での取扱いの検討が必要であり、また、選挙権年齢の在り方が選挙の基本にかかわる問題であることから、各党各会派において十分に議論されることが必要との見解が示されているが、本件は、地域を限定した構造改革特区での選挙権年齢の引き下げを行うこととするものであり、各党各会派の議論を促すための素材(実例)となるものである。また、民法上の成人年齢や刑法での取扱いと選挙権年齢とは必ずしも一致している必要はないと考える。本市においては、既に若年世代がまちづくりや市民活動に積極的に参加しており、満18歳以上の市民に地方参政権を付与することは何ら支障や課題がない。当然に有していなければならない権利を保障するものである。	三次市	若い力で"みよし"を改革特区	総務省
総務省	0430400	選挙権及び被選挙権年齢の引き下げ	公職選挙法第9条、第10条	日本国民たる年齢満20年以上の者で引き続き3箇月以上市町村の区域内に住所を有する者は、その属する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する。 日本国民は、下記のとおり、それぞれ当該議員又は長の被選挙権を有する。 ・ 都道府県の議会の議員については年齢満25年以上のもの ・ 都道府県知事については年齢満30年以上の者 ・ 市町村の議会の議員についてはその選挙権を有する者で年齢満25年以上のもの ・ 市町村長については年齢満25年以上の者	C		選挙権年齢の問題は、民法上の成人年齢や刑法での取扱いなど法律体系全般との関連も十分に考慮しながら検討すべき事柄であり、被選挙権年齢の問題は、その公職の内容や選挙権年齢とのバランスを考慮しながら検討されるべき問題である。 いづれにせよ、選挙権及び被選挙権年齢のあり方については、選挙の基本に関わる問題であるので、まずは国会の各党各会派で十分に議論がなされる必要がある(なお、国会において議員立法による法案が提出されたこともある)。	1307	13071010	選挙権年齢を「満二十年以上」から「満十六年以上」に引き下げる	公職選挙法第9条と地方自治法第18条を、それぞれ以下のように改正する。 公職選挙法第9条二項を以下のように改正する。日本国民たる年齢満十六年以上の者で引き続き三箇月以上市町村の区域内に住所を有する者は、その属する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する。 地方自治法第十八条を以下のように改正する。日本国民たる年齢満十六年以上の者で引き続き三箇月以上市町村の区域内に住所を有する者は、別に法律の定めるところにより、その属する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する。	地方公共団体の議会の議員及び長の選挙において、投票できる年齢(選挙権年齢)を16歳に引き下げる。そうすることにより、全国で約604万人の有権者が増え、政治の場に若者の意見を反映させることができ、世代間格差を是正し、政治意識を高めることができる。	(2)現状) 年金・福祉・環境・国際協賛・市町村合併などの課題において世代間格差を是正する必要がある。若年層の投票率低下に懸念が示されている中、市町村合併などをテーマとした「住民投票条例」においては、その投票できる年齢要件を「18歳以上」「15歳以上」「12歳以上」などと定める地方公共団体が増えている。(2003年6月現在29自治体) 世界173か国中選挙権年齢を18歳以下としている国は149か国(86%)で日本以外の主要先進国はすべて18歳以下としている (3)意義) 構造改革特区制度とは、様々な法律による規制を局部的に緩和し、その効果効用を確認して全国的に緩和するかを検討する制度である。その際、局部的という性質上各地方の自主性・独自性が重要である。地域の実情に合わせて選挙権年齢を定めれば地域の独自性を活かしたまちづくりが可能となり、世代間格差の少ない持続可能な社会の構築に資する。 全国で選挙権年齢を16歳以上とすると約604万人の有権者が増え、より幅広い意見の反映し、政策傾向の是正を期待できる。 義務教育においては地域や国が抱える課題について、深い授業が定められている。 そもそも選挙は政治参加の基本的かつ効果的な方法であり民主主義の土台。国会の各党各会派で十分に議論がなされる必要があるため、先行実施することにより効果効用が確認でき、議論促進が期待できる。 「住民投票条例」において投票年齢を「18歳以上」「15歳以上」「12歳以上」と定めている地方公共団体では、「行政参加」はできるが「政治参加」はできないという矛盾を是正する	若者のための公開討論会を実現する市民の会 市民シンクタンク・ミッション ンボンド	若者のための政治特区	総務省
総務省	0430410	期日前投票宣誓書の緩和	公職選挙法施行令第49条の3 公職選挙法施行規則第9条別記第10号様式	期日前投票をしようとする場合は、期日前投票事由を申し立て、かつ、当該申し立てが真正であることを誓う旨の宣誓書を提出しなければならない。	C		選挙人は、選挙の当日、自己の属する投票区の投票所に行き、選挙人名簿又はその抄本の対照を経て投票しなければならない。原則として、当日投票所投票主義がとられている。 この例外として、公選法第48条の2第1項各号に掲げられている事由に該当すると見込まれる者は、不在者投票・期日前投票ができることとされているところであり、期日前投票を行う以上は、同条各号のいづれに該当すると見込まれるかを明らかにする必要がある。宣誓書から期日前投票事由の項目を削除することはできない。 また、宣誓書は、選挙の当日に自らが期日前投票事由に該当すると見込まれることを宣誓するものであり、期日前投票制度の創設によって選挙期日が複数になったわけではないので、期日前投票において身分を証明する運転免許証等によって代替できるものではない。	1140	11401010	期日前投票宣誓書の緩和	期日前投票宣誓書から期日前投票事由の項目を削った宣誓書、又は宣誓書に代え運転免許証や健康保険証で対応できるようにする。	期日前投票宣誓書から期日前投票事由の項目を削った宣誓書、又は宣誓書に代え運転免許証や健康保険証で対応できるようにし、投票しやすい環境をつくり、選挙人の利便を図るとともに、投票率の向上を目指す。	公職選挙法及び農業委員会等に関する法律に基づく期日前投票を行うには、氏名、住所、期日前投票事由等を記載した宣誓書を提出しなければならない。宣誓書の作成、期日前投票事由の記載に対する抵抗感があり、投票に行きづらいと、期日前投票事由を記載することに疑問をもつ選挙人や苦情を申し立てる選挙人が多いことから、期日前投票事由を削った宣誓書、又は宣誓書に代え運転免許証や健康保険証で対応できるようにし、投票しやすい環境をつくる。	埼玉川口市	期日前投票宣誓書の緩和	総務省
総務省	0430420	ポスター掲示場の増設	公職選挙法第144条の2第1項、第2項、第8項、第9項 公職選挙法施行令第111条	市町村のポスター掲示場の総数について、市町村の各投票区の選挙人名簿登録者数及び面積に応じて定められた数を合計した数とされている。	C		ポスター掲示場の総数の増加については、選挙執行経費・選挙運動費用の増加などの問題のほか、選挙運動量にかかわる問題でもあり、まずは各党各会派で十分に議論がなされる必要がある。 なお、市町村の選挙管理委員会は、各投票区の有権者の分布状況、地勢、交通等の事情あるいは投票区間の均衡等を考慮して、特に必要があると認めるときは、総数の範囲内において、各投票区におけるポスター掲示場の数を増減することは差し支えなく、現行法の規定においても提案の趣旨は実現可能であると考える。	1141	11411010	ポスター掲示場の増設	ポスター掲示場を国の基準以上に設置できるようにする。	ポスター掲示場を国の基準以上に設置できるようにし、市街地と郊外地の選挙人が同レベルでポスター掲示場を目にすることができるようにし、投票率の向上を目指す。	公職選挙法に基づく(ポスター掲示場の設置については、国の基準により投票区の選挙人名簿登録者数及び面積に応じて設置箇所数が決められている。しかし、市街地と郊外地では選挙人名簿登録者数や面積に開きがあり、ポスター掲示場の設置密度が大きく異なるため、郊外地の選挙人がポスター掲示場を目にすることが市街地に比べ比較的低いといわれている。	埼玉川口市	ポスター掲示場の増設	総務省
総務省	0430430	投票場所(投票所)の緩和	公職選挙法第20条第2項、第4条第1項	・ 選挙人名簿は、市町村の区域を分けて数投票区設けた場合には、その投票区ごとに編成しなければならない。 ・ 選挙人は、選挙の当日、自己の登録されている選挙人名簿の属する投票区の投票所に行き、投票をしなければならない。	C		選挙期日に投票するのが原則であり、選挙前日までと比較してはるかに多くの選挙人が投票を行う選挙期日において、選挙人がどの投票所でも投票できるようにすることは、本人確認や二重投票の防止を確実に入る仕組みを構築することが困難であると考えられるため、その実施は困難である。	1143	11431010	投票場所(投票所)の緩和	投票所をネットワーク化し、市内のどの投票所でも投票できるようにする。	投票所をネットワーク化し、自己の属する投票区以外の投票所で投票することができるようにすることにより、投票しやすい環境をつくり、選挙人の利便を図るとともに、投票率の向上を目指す。	公職選挙法及び農業委員会等に関する法律に基づく選挙で、選挙当日に投票するには、自己の属する投票区の投票所で投票することになっている。しかし、選挙人にとっては、当該投票所が一番利用しやすいとは限らない。例えば、隣接地の投票区の投票所が近い場合や、勤務地が他の投票区に属している場合がある。	埼玉川口市	投票場所(投票所)の緩和	総務省

省庁名	管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	プロジェクト管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	提案理由	提案主体名	プロジェクトの名称	制度の所管・関係官庁
総務省	0430440	投票所入場券の早期交付	公職選挙法施行令第31条第1項	市町村の選挙管理委員会は、選挙の期日の公示又は告示の日以後できるだけ速やかに選挙人に投票所入場券を交付するように努めなければならないとされている。	D-1	投票所入場券を期日前投票の開始時期までに選挙人に届くようにすることにより、投票しやすい環境をつくり、投票率の向上を目指す。	投票所入場券は、選挙の期日の公示又は告示の日以後できるだけ速やかに選挙人に交付することとされており、各団体が工夫して、できる限り早期に交付できるよう努めているものと承知している。 投票所入場券を期日前投票の始まる日までに確実に交付するためには、選挙期日の公示又は告示日の前日に行われている選挙時登録の時期を早くすることが必要であるが、選挙時登録の時期を早くすることは、選挙人名簿に登録されず、選挙権を行使できない者が出てくることによるため、望ましくない。 なお、投票所入場券は、その事前の交付によって選挙日に選挙日時、場所を周知させ、かつ、投票当日の投票所において選挙人であることを確認する一手段にすぎないものであって、投票所入場券を提出しない者に投票させても違法ではないとされている。	1144	11441010	投票所入場券の早期交付	投票所入場券を期日前投票の開始時期までに選挙人に届くように交付する。	投票所入場券を期日前投票の開始時期までに選挙人に届くようにすることにより、投票しやすい環境をつくり、投票率の向上を目指す。	公職選挙法施行令及び農業委員会等に関する法律施行令に基づき(投票所入場券の交付は、公示又は告示日以後に交付するようになっているため、期日前投票が公示又は告示日の翌日から開始されるにもかかわらず、選挙人の手元に投票所入場券が届いていない状況である。一般的に選挙人は投票所入場券が届かないと当該選挙の選挙権があるかどうか分からず、投票に行きづらいといわれている。	埼玉県川口市	投票所入場券の早期交付	総務省
総務省	0430450	永住外国籍市民への地方参政権付与	公職選挙法第9条第2項	日本国民たる年齢満20年以上の者で引き続き3箇月以上市町村の区域内に住所を有する者は、その属する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する。	C	永住外国籍市民への地方参政権付与	永住外国籍市民に対する地方参政権付与については、我が国の制度の根幹に関わる重要な問題でもあり、国会の各党各会派において十分に議論がなされる必要がある(なお、国会において議員立法による法として審議されていること)。	1167	11671010	永住外国籍市民への地方参政権付与	永住外国籍市民への地方参政権付与のため、地方参政権を付与する。	永住外国籍市民へ地方参政権を付与することで、地域の一体感を醸成し、自主・自立の地域主権の確立に資するものである。	地方分権が進展する中において、地域主権を確立し、人々が支えあい協働のまちづくりを進めるためには、同じ地域で共に暮らす外国籍市民の参画は必要不可欠である。また、積極的に地方分権を推進している本市が、50年後、100年後の三次市を創造していくために最も必要なことは、全市民の知恵と力の結集によるものであり、当然、永住外国籍市民の役割と期待は大きい。 自主・自立の観点から地方選挙のあり方についても、地方の裁量で決定することが、本来あるべき姿である。よって、本市がモデルケースとして、一定の要件を満たす外国籍市民の参政権を保障することを求める。	三次市	共生推進三次特区	総務省
総務省	0430460	市長、市議会議員選挙の候補者が選挙運動のためにマニフェストを頒布できる特区	公職選挙法第142条の2	総選挙又は通常選挙においては、候補者届出政党若しくは衆議院名簿届出政党等又は参議院名簿届出政党等は、当該候補者届出政党若しくは衆議院名簿届出政党等又は参議院名簿届出政党等の本部において直接発行するパンフレット又は書籍で国政に関する重要政策及びこれを実現するための基本的な方策等を記載したものを又はこれらの要旨等を記載したものであるとして総務大臣に届け出たそれぞれ一種類のパンフレット又は書籍を、選挙運動のために頒布(配布を除く。)することができる。	C	地方選挙における選挙運動用パンフレットの頒布については、 ・選挙運動費用が増加することをどう考えるか ・現在、国政選挙については、政党についてのみ選挙運動用パンフレットの頒布を認めているが、地方選挙の候補者に頒布を認める場合、国政選挙の候補者についてどう考えるのか など、検討すべき事項があると考えられる。 いづれにせよ、地方選挙における選挙運動用パンフレットの頒布については、選挙運動のあり方にかかわる問題であり、現在、各党各会派で議論されているところである。	1231	12311010	市長、市議会議員選挙の候補者が選挙運動のためにマニフェストを頒布できる特区	公職選挙法第142条の2の規定を改正し、市長、市議会議員選挙の候補者が選挙運動のために、当該候補者が直接発行するパンフレット又は書籍で市政に関する重要事項及びこれを実現するための基本的な方策等を記載したものを又はこれらの要旨等を記載したものととして、市の選挙管理委員会に届け出たそれぞれ一種類のパンフレット又は書籍を、選挙運動のために頒布することができるようにする。	現在国政選挙については、政党が国政に関する重要政策を記載したパンフレット等を選挙運動のために頒布することができるが、市長及び議会の議員の選挙においては文書図画の頒布は通常はできず、一定の制限が設けられている。市長、市議会議員選挙の候補者が市政に関する重要事項及びこれを実現するための基本的な方策等を示すことにより、有権者が政策の達成時期や数値目標を核証することが可能となり、市民の市政への参加を促し、市民が市政に対する理解を深めることにつながるものとなる。したがって、市長、市議会議員選挙の候補者が選挙運動のために、市政に関する重要事項及びこれを実現するための基本的な方策等を記載したパンフレット又は書籍を、選挙運動のために頒布することができるようにする。	岐阜県多治見市	市長、市議会議員選挙の候補者が選挙運動のためにマニフェストを頒布できる特区	総務省		
総務省	0430470	選挙期間中におけるインターネットを利用した選挙活動の解禁	公職選挙法第142条	選挙運動のために使用する文書図画については、法令に規定されているほかは、頒布することはできない。	C	選挙期間中におけるインターネットを利用した選挙活動の解禁	総務省においては、「IT時代の選挙運動に関する研究会」を設置し、インターネットを用いた選挙運動を認めた場合のメリット・デメリットや公職選挙法の選挙運動規制との関係について検討を行い、その検討の内容を報告書として取りまとめたところであるが、選挙運動におけるインターネットの活用は、選挙運動のあり方にかかわる問題であり、まずは国会の各党各会派で十分に議論がなされる必要がある。	1307	13071020	選挙期間中におけるインターネットを利用した選挙活動の解禁	公職選挙法第143条以下の内容を加える。 第一 インターネット等による文書図画の頒布の解禁 選挙運動のために使用する文書図画は、電子情報処理組織を使用する方法のうち次のいずれかに該当するものにより、頒布することができるものとする。 当該文書図画を頒布しようとする者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、当該文書図画を当該受信者の使用に係る電子計算機の映像面に表示させる方法 当該文書図画を頒布しようとする者の使用に係る電子計算機に輸入されたファイルに記録された事項を電気通信回線を通じて送信し、当該文書図画を当該他人の使用に係る電子計算機の映像面に表示させる方法(第四百四十三条の二関係) 第二 インターネット等における有料による候補者の氏名等の掲載の禁止 一人も、選挙運動のために、候補者の氏名又はその氏名が掲載されるような事項を、有料で、第一の方法により頒布される文書図画に掲載させることができないものとする。(第四百四十三条の三関係) 一 選挙した者は、二年以下の懲罰又は五十万円以下の罰金に処するものとする。(第四百四十三条関係) 第三 インターネット等における氏名等の虚偽表示 当選を得る若しくは得しめ又は得しめない目的をもって真実に反する氏名、名称又は身分の表示をして第一の方法により通信をした者は、二年以下の懲罰又は三十万円以下の罰金に処するものとする。(第四百四十五条関係)	公職選挙法を左記のように改正し、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙において、選挙期間中候補者によるホームページ等インターネットを使用した選挙活動を可能とする。また、候補者の正式なホームページの周知を図るための選挙管理委員会は、ホームページで全候補者のURLのリストを公開する等の活動を行う。	インターネットは現在の情報化社会における情報収集手段として新聞、テレビなどと並ぶようになった。(H16年2月末現在、6284万人の利用者。財団法人インターネット協会ホームページ) 一方、間接民主主義における政治参加の基本となる選挙の投票率は年々低下している。またその低投票率は地方公共団体の議会の議員及び首長の選挙で特に顕著である。その際、選挙に行かない理由の一つとして、候補者に関する情報不足が挙げられる。また、有権者が候補者の情報を得る主な手段としては、テレビ・新聞等のメディアが挙げられるがその性格上、国政選挙と比較して地方公共団体の選挙は扱いが小さくならざるを得ない。よって、地方公共団体の議会の議員及び首長の選挙時には、公示日以後もインターネットを利用した選挙活動(ホームページやブログ等の利用)を可能とし、有権者が、候補者情報を得やすくすべきである。これによって、政治参加の促進、有権者と候補者の直接対話の実現、お金のからしない選挙の実現など計りれない効果がある。 また、現行公職選挙法上、インターネットを利用した選挙活動が違法と解釈されている主な理由として、デジタルデバイス(情報格差)とインターネットの悪用が挙げられる。 前者については、インターネットは、30代までの利用率が高く、60代以上の高齢者の利用率が低い。ただ、この提案の主な目的は、政治参加の促進を図ることであり、間接民主主義においては定量的には投票率そのものの効果を図ることとなるため、現在の投票率は「年齢+10%」と変わっており、高齢者はその意味ではすでに政治参加を果たしており、多少の情報格差になろうとも、若い世代に候補者情報を届けるべきである。 後者については、インターネットの匿名性により、誹謗中傷や候補者などにより起ることを想定しているが、それについては、氏名等の虚偽表示罪を新たに設けることと選挙管理委員会にて候補者の正式なホームページやブログの周知を図ることによって解決できるものとする。 総務省が平成14年度に開催したIT時代の選挙運動に関する研究会でも選挙活動においてホームページを利用できるように公職選挙法を改正すべきとの提言が出ているが、国政における議論は一向に進展の様子がなく、よって構造改革特区制度を利用し、その効果を見るべきである。	若者のための公開討論会を実現する市民の会 市民シンクタンク・ミッション・バンド	若者のための政治特区構想	総務省
総務省	0430480	地方公共団体の首長選挙において最低一回の公開討論会を開催	公職選挙法第164条の3	公職の候補者以外の者が二人以上の公職の候補者の合同演説会を開催することはできない。	C	地方公共団体の首長選挙において最低一回の公開討論会を開催	地方公共団体の首長選挙において最低一回の公開討論会を開催することを義務づけることについては、選挙運動のあり方に関わる問題であり、幅広い議論が必要であるとともに、仮に実施する場合において、開催主体をどこにするか、その内容の周知をいかにするかなど、検討すべき事項があると考えられる。 いづれにせよ、公開討論会については、選挙運動のあり方にかかわる問題であり、まずは各党各会派で十分に議論がなされる必要がある。	1307	13071030	地方公共団体の首長選挙において最低一回の公開討論会を開催	公職選挙法第164条以下の内容を加える。 地方公共団体の村首長選挙において最低一回の公開討論会を開催。市民団体が開催しない場合は、選挙管理委員会、もしくは、明るい選挙推進委員会がこれを開催する。	公職選挙法を上記のように改正し、地方公共団体の村首長選挙において最低一回の公開討論会を開催することを可能とする。公開討論会は、リカンフォーラム方式をもって、公平中立に行う。	現状、現在、候補者や政党の主張を知るためには、街頭演説・選挙公報・政見放送・経歴放送・演説会(個人演説会、政見演説会、公開討論会、合同個人演説会)、国政に関する重要政策等を記載したパンフレット等といった方法がある。一方、昨今(平成15年4月)の投票率を見てみると、知事選挙(統一地方選挙)において53.63%、市町村長選挙では52.23%(参照:明るい選挙推進協会)に低い。若者の投票率は、年齢とともに低くなる。様々な形での選挙運動が行われているにもかかわらず、またこうした現状をどう改善していくべきか、公職選挙法が是か否かに該当する。 未来を担う若者が政治に関心を持つ、最も有効な手段の一つとして公開討論会が挙げられる。複数の候補者が一堂に会する公開討論会、候補者の政策・人となりが比較しやすく、有権者に選択するための材料を提供することができる。1995年からNPOのリカンフォーラムによる公平中立公開討論会を開始。現在までに、900を超える公開討論会を開催している。数ヶ月前データとして、公開討論会を開催すると、公開討論会が開催されなかった前回の選挙と比較して、投票率が約10ポイント上昇し、そして1998年の参議院選挙の結果がある(リカンフォーラムの分析結果)。また、2000年総選挙では、全国平均で投票率が2.9ポイント上昇したのに対し、公開討論会開催選挙区では3.6ポイント上昇し、さらに会場が離れた選挙区に於いて4.8ポイント上昇した。[同じリカンフォーラムの分析結果]よって、ここに、公開討論会を全国の地方公共団体の首長選挙で開催する意義があると考える。そもそも、法的には、公開討論会の開催は禁止されていないが、市民団体が金銭・労力・人材不足を理由に公開討論会を開催できない例が多々あった。故に、有権者が十分な情報を得られない状況で選挙にいかざるを得なかった。この状況を常に打破するために、公開討論会を最低一回は開催することを義務付けることが求められる。 これが可能となれば、投票率の上昇、立候補者の数・質の明確化による政策実行可能性の広がり、政治に無関心な有権者の増進などが具体的に見込まれるだろう。政治特区における一番の趣旨は、私たちが求める公職選挙法の改正によって得られる「効果」を用いることが、国民・政治家・官僚内で選挙制度についての議論が進むことである。ということである。公開討論会が開催された前回の選挙と公開討論会が開催された後の投票率の変化やアンケートなどによって把握できる市民の政治への関心の度の変化を表す数値がまず、もう一つは、選挙に当選した候補者のその後4年間に任期における、政策実行性(フューゼリビリティ)が上がるかどうかを、図るための初期データにあたる。さらに、効果を求める理由として、「選挙の基本に関わる問題に対しては国会の各党各会派で十分に議論がなされる」ためにも、提案が実現した場合に期待される。上記の効果を実現することには、議論が深まらぬままに、論より証拠が必要である。よって、特区において、効果を確認することが望ましい。	若者のための公開討論会を実現する市民の会 市民シンクタンク・ミッション・バンド	若者のための政治特区構想	総務省

省庁名	管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	プロジェクト管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	提案理由	提案主体名	プロジェクトの名称	制度の所管・関係官庁
総務省	0430490	公立小中学校を地方独立行政法人に管理委託する	地方独立行政法人法第21条	地方独立行政法人は次に掲げる業務のうち定款で定めるものを行う。試験研究、大学の設置及び管理、公営企業の経営、社会福祉事業の経営、公共的な施設で政令で定めるものの設置及び管理	C		本提案は、一義的には学校教育法上の検討を要するものであり、その状況を踏まえ、地方独立行政法人制度と教育委員会制度との関係の整理等、必要な検討を行いたい。	1242	12421030	公立小中学校を地方独立行政法人に管理委託する	地方独立行政法人法に定める地方独立行政法人の業務の範囲に小中一貫校の管理委託を加える。	地方独立行政法人が区立学校の管理を受託し、学校教育を行う。	次に掲げる目的を達成するためには、地方独立行政法人に小中一貫校の管理を委託する必要がある。 公立学校でありながら、私立学校ではない、新しい住民参加による学校運営が可能となる。現行の学校教育法や私立学校法が規定する経営手法とは異なり、法人による公設民営方式により、住民参加・民間活力による学校運営が可能となり、私立学校、株式会社による学校運営などではなく(公教育の改革、充実を期待する地域の教育ニーズに応えられる。 民間活力を生かした新たな学校運営が行える。教職員の独自採用により、地域の教育ニーズに応えられる。学校運営が安定的に行える。義務教育課程の学校の運営においては、学校運営が安定的かつ継続的に進めることが重要である。法人制度を活用することにより、義務教育の公平性、安定性を確保できる。	東京都杉並区	新しいタイプの学校(小中一貫校)の創設	文部科学省 総務省
総務省	0430500	公立小中学校の管理を委託する地方独立行政法人の理事長の任命及び中期目標に教育委員会が関与する	地方独立行政法人法第14条、第25条 - 第31条	・設立団体の長は、中期目標を定め、これに基づき地方独立行政法人は中期計画を作成し、さらに年度計画を作成する。 ・地方独立行政法人は中期目標の期間における業務の実績について評価委員会の評価を受けなければならない。 ・設置団体の長は、中期目標の期間終了時に業務を継続させる必要等について検討を行う。	C		本提案は、一義的には学校教育法上の検討を要するものであり、その状況を踏まえ、地方独立行政法人制度と教育委員会制度との関係の整理等、必要な検討を行いたい。	1242	12421040	公立小中学校の管理を委託する地方独立行政法人の理事長の任命及び中期目標に教育委員会が関与する	小中一貫校の管理を委託する地方独立行政法人の理事長の任命及び中期目標に、設立団体の教育委員会が関与できるようにする。	設立団体の長が小中学校を管理する地方独立行政法人の理事長を任命するときは、当該設立団体の教育委員会の意見を聴いて行う。 地方独立行政法人法で規定する中期目標の設定、中期計画の認可、年度ごとの業務実績の評価などは、当該設立団体の教育委員会の意見を聴いて行う。	設立団体の長が持つ理事長を任命する権能及び中期目標の設定に、教育委員会が関与することで、義務教育課程における教育委員会の責務を果たす。	東京都杉並区	新しいタイプの学校(小中一貫校)の創設	文部科学省 総務省